

令和元年度
年次報告
(案)

個人情報保護委員会

本年次報告は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第79条の規定に基づき、個人情報保護委員会の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の所掌事務の処理状況を国会に報告するものである。

目 次

第1章 委員会の組織等及び所掌事務	1
第1節 委員会設置の経緯	1
1 特定個人情報保護委員会の設置	1
2 個人情報保護委員会の設置	1
第2節 委員会の組織等	1
1 組織	2
2 予算	2
3 組織理念	2
第3節 委員会の所掌事務の概要	4
1 個人情報保護法等に関する事務	4
2 マイナンバー法に関する事務	6
3 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務	11
第2章 委員会の所掌事務の処理状況	12
I 個人情報保護法に関する事務	12
第1節 個人情報保護法に基づく取組等	12
1 平成27年改正法附則第12条に基づく検討	12
2 個人情報保護法の適切な運用のための取組	13
第2節 個人情報保護法に基づく監督等	14
1 監督に係る処理状況	14
2 海外執行当局との連携	15
3 いわゆる名簿屋を巡る課題に対応したオプトアウト手続の改善と実態調査	16
4 パーソナルデータの適正かつ効果的な活用	16
II マイナンバー法に関する事務	17
第1節 監視・監督	17
1 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正	17
2 漏えい事案等に関する報告の受付状況等	18
3 指導・助言等の状況	18
4 立入検査等の実施状況	18
5 監視・監督システムを用いた情報連携の監視状況	18
6 地方公共団体等の特定個人情報の取扱いに関する定期的な報告の状況	19
7 その他の監督活動について	19
第2節 特定個人情報保護評価	19
1 特定個人情報保護評価書の承認等	19
2 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況	20
第3節 その他	20
1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」に基づく届出の受付	20
III 国際協力	21
第1節 信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組み構築に向けた取組の推進	21

1	日米欧三極間における個人データの流通に関する対話.....	21
2	OECDプライバシーガイドラインに関する取組.....	21
第2節	国際会議の主催.....	22
1	第51回アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム（令和元年5月29日・30日）.....	22
2	個人データ国際セミナー（G20 サイドイベント）（令和元年6月3日）.....	22
第3節	国際会議への出席.....	22
1	第52回アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム（令和元年12月2日・3日）.....	22
2	第41回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議（ICDPPC）（令和元年10月21日～25日）.....	22
3	その他.....	23
第4節	地域別対話.....	24
1	EUとの協力対話等.....	24
2	米国との対話.....	25
3	英国との対話.....	25
4	APEC CBPRシステムの推進.....	26
5	その他の海外のデータ保護機関等との連携.....	26
第5節	国内事業者による国際的な活動に資する情報の発信.....	27
IV	個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務	27
第1節	広報・啓発.....	27
1	個人情報保護法関係.....	27
2	マイナンバー法関係.....	28
第2節	相談受付.....	28
1	個人情報保護法関係.....	28
2	マイナンバー法関係.....	29
第3節	人材育成.....	29
付章	活動実績	31
1	委員会会議.....	31
2	個人情報保護法に関するタウンミーティングの開催実績.....	35
3	個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る経済界や有識者からのヒアリングの実施状況.....	35
4	認定個人情報保護団体一覧.....	36
5	個人情報の取扱いに関する監督に係る処理状況.....	39
6	匿名加工情報の作成等に係る公表状況.....	45
7	行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所の受付件数.....	45
8	生産性向上特別措置法に基づく革新的データ産業活用計画の協議実績及び新技術等実証計画の認定実績.....	45
9	特定個人情報の取扱いに関する監視・監督に係る処理状況.....	49
10	特定個人情報の安全管理措置等についての説明会の実施状況.....	50
11	特定個人情報保護評価書の承認日.....	50

12	評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況	51
13	信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組み構築に関する対話実績	51
14	主な国際会議への出席（委員会主催を含む）	52
15	外国機関等との対話実績	53
16	個人情報保護法に関する説明会の実施状況	54
17	個人情報保護法相談ダイヤルの受付件数	54
18	マイナンバー苦情あつせん相談窓口における内容別受付件数	55
19	職員研修	55
20	意見募集手続	58

【参考目次：分野別構成】

I. 個人情報保護法に関する事務	第1章 委員会の組織等及び所掌事務	
	第3節 委員会の所掌事務の概要	
	1 個人情報保護法等に関する事務	P. 4
	第2章 委員会の所掌事務の処理状況	
	I 第1節 個人情報保護法に基づく取組等	P. 12
	I 第2節 個人情報保護法に基づく監督等	P. 14
II. マイナンバー法に関する事務	第1章 委員会の組織等及び所掌事務	
	第3節 委員会の所掌事務の概要	
	2 マイナンバー法に関する事務	P. 6
	第2章 委員会の所掌事務の処理状況	
	II 第1節 監視・監督	P. 17
	II 第2節 特定個人情報保護評価	P. 19
	II 第3節 その他	P. 20
III. 国際協力	第2章 委員会の所掌事務の処理状況	
	III 国際協力	P. 21
IV. 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務	第1章 委員会の組織等及び所掌事務	
	第1節 委員会設置の経緯	P. 1
	第2節 委員会の組織等	P. 1
	第3節 委員会の所掌事務の概要	
	3 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務	P. 11
	第2章 委員会の所掌事務の処理状況	
	IV 第1節 広報・啓発	P. 27
	IV 第2節 相談受付	P. 28
	IV 第3節 人材育成	P. 29

第1章 委員会の組織等及び所掌事務

第1節 委員会設置の経緯

1 特定個人情報保護委員会の設置

平成25年5月31日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）が公布された。この法律により、国民一人ひとりにマイナンバー（個人番号）を付番し、複数の機関において保有している同一人の情報を紐付けることで、社会保障制度、税制及び災害対策に関する行政分野において、効率的な情報の管理及び利用を可能とするマイナンバー制度が導入されるとともに、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）の適正な取扱いを確保するための保護措置の一環として、平成26年1月1日に特定個人情報保護委員会が設置された。

2 個人情報保護委員会の設置

特定個人情報以外の個人情報については、従来、消費者庁が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）を所管し、各主務大臣がその所管する事業分野の個人情報取扱事業者に対して個人情報保護法に基づく監視・監督を行ってきた。他方で、欧州諸国やアジア諸国等では、プライバシーや個人情報の保護を担当する独立した監督機関を設置している例が多く、組織面での国際的な整合性をとる必要があった。

こうしたことも踏まえ、平成27年9月に成立した個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号。以下「平成27年改正法」という。）によって個人情報保護法及びマイナンバー法が改正され、平成28年1月1日に、特定個人情報保護委員会を改組して個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が設置された。

委員会は、個人情報の保護に関する独立した機関として、個人情報保護法を所管するほか、改組前の特定個人情報保護委員会が担っていた全ての所掌事務を引き継いでいる。また、平成27年改正法による改正後の個人情報保護法が全面施行された平成29年5月30日以降は、改正前の個人情報保護法に基づき各主務大臣が行使していた監督権限を一元的に所掌することとなった。

第2節 委員会の組織等

委員会は、事業分野を問わず個人情報を取り扱う全ての民間事業者等に対し個人情報保護法に基づく監視・監督を行う（平成29年5月30日以降）とともに、特定個人情報を保有する国の行政機関、地方公共団体、民間事業者等に対しマイナンバー法に基づく監視・監督を行う機関であり、国の行政機関を含むあらゆる監視・監督対象からの独立性が必要であることから、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第3項の規定に基づく内閣府の外局である合議制の機関として設置された。また、委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命し（個人情報保護法第63条第3項）、その職権行使の際の独立性が明示的に定められている（個人情報保護法第62条）。

1 組織

委員会は、委員長及び委員8人で構成され、任期は5年（ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間）である（個人情報保護法第63条第1項及び第64条第1項）。令和2年3月31日現在における委員長及び委員は、丹野美絵子委員長（元独立行政法人国民生活センター理事）、熊澤春陽委員（元株式会社日本経済社執行役員経営企画室長）、小川克彦委員（元慶應義塾大学環境情報学部教授）、中村玲子委員（元政策研究大学院大学政策研究科教授）、大島周平委員（元出光タンカー株式会社代表取締役社長）、加藤久和委員（明治大学政治経済学部教授）、大滝精一委員（学校法人至善館 理事 副学長）、宮井真千子委員（パナソニック株式会社客員）及び藤原静雄委員（中央大学大学院法務研究科教授）である。

委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、特定個人情報が利用される行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3第1項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとされている（個人情報保護法第63条第4項）。

また、委員長及び委員については、独立した職権行使を保障するための身分保障の規定が設けられている（個人情報保護法第65条）。

さらに、委員会には、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができるとされており（個人情報保護法第69条第1項）、令和2年3月31日現在において5人の専門委員が置かれている。

委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局が置かれており（個人情報保護法第70条）、令和元年度末の定員は131人となっている。事務局には、令和2年4月1日現在において事務局長のほか次長、審議官、総務課及び参事官5人が置かれている。

2 予算

令和元年度の委員会の予算額（補正後）は、34億9,560万円となっている。

3 組織理念

委員会は、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること」を任務としている（個人情報保護法第60条）。この任務を十分認識し職務を遂行するため、平成28年2月に組織理念を決定し、その後平成27年改正法による改正後の個人情報保護法の全面施行（平成29年5月30日）により委員会の所掌事務が拡大すること等を受け、平成29年5月12日に組織理念を一部変更した。

また、個人情報を取り巻く環境に大きな変化が生じてきたこと等を踏まえ、平成31年2月5日に組織理念を一部変更した（図1）。新たな組織理念は、①個人データをめぐる状況の変化に対する適切な対応、②個人情報の取扱状況等を的確に把握し機動的に対応する監督、③安全で自由な個人データの流通促進に向けたグローバルなイニシアティブ、④特定個人情報の安心・安全の確保に向けた取組、⑤多様な主体に対する分かりやすい情報発信、⑥最先端の技術や国際的な連携に対してより円滑に対応できる体制の整備の6つの項目から構成されている。

図 1 : 委員会の組織理念 (参考)

個人情報保護委員会の組織理念

～個人情報を取り巻く環境変化に機敏に対応～

個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき設置された合議制の機関です。その使命は、独立した専門的見地から、同法の目的規定にあるとおり、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報（特定個人情報を含む。）の適正な取扱いの確保を図ることです。

これを踏まえ、個人の人格と密接な関連を有する個人情報が適正に取り扱われ、国民の安心・安全を確保できるよう、私たちは、ここに組織理念を掲げます。

1 個人データをめぐる状況の変化に対する適切な対応

個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組を行います。また、諸外国におけるデータ保護をめぐる制度の見直し等の国際的な議論の進展や AI 等の技術の急速な進展等、個人データをめぐる状況の変化等に適切に対応していきます。

2 個人情報の取扱状況等を的確に把握し機動的に対応する監督

個人情報の取扱状況等に関する相談・情報を活用し、多様な観点から検討を行うことにより、効率的かつ効果的な監督を行います。また、そこで明らかになった課題や対応策等について、積極的に情報発信していきます。

さらに、国際的なデータ流通の拡大を踏まえ、個人情報保護法の域外適用の規定を活用し、海外の個人情報保護当局と執行協力をを行うなど、国際的な連携により機動的な対応に取り組めます。

3 安全で自由な個人データの流通促進に向けたグローバルなイニシアティブ

経済・社会活動のグローバル化に対応するため、国際的調和を視野に入れ、これまで各国関係機関との間で築いた協力関係や信頼関係を基に、個人情報保護に関する国際的な議論において主導的役割を果たすことにより、個人情報の保護を図りつつ、自由な個人データの流通促進に取り組めます。

4 特定個人情報の安心・安全の確保に向けた取組

我が国の重要な社会基盤（インフラ）である個人番号が行政機関等や民間企業において適正に取り扱われるよう、指導・助言、検査等を適時適切に行います。また、そこで明らかになった課題等を踏まえ、個人番号の適正な取扱いが浸透するよう、様々な手法を用いて支援を行います。

また、個人番号を利用する行政機関等が総合的なリスク対策を自ら評価し公表する制度（特定個人情報保護評価）の適切な運営に取り組めます。

5 多様な主体に対する分かりやすい情報発信

相談や監督活動を通じて得られた情報を総合的に活用して、民間企業に加え、子どもや消費者等の多様な主体に対して広くタイムリーな情報発信を行います。その際、現場主義の視点を取り入れた多様なアプローチにより、国民の目から見て分かりやすい広報・啓発に取り組めます。

6 最先端の技術や国際的な連携に対してより円滑に対応できる体制の整備

情報セキュリティについて、AI 等の技術の急速な進展に対応できる体制の整備を進めるとともに、これまで各国関係機関との間で築いた協力関係や信頼関係を活かしつつ、国際的な連携を含めた法執行体制の充実・強化に取り組めます。

第3節 委員会の所掌事務の概要

委員会の所掌事務については、個人情報の保護に関する基本方針の策定・推進、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力、特定個人情報保護評価、広報・啓発、調査・研究、国際協力等が規定されている（個人情報保護法第61条）。

1 個人情報保護法等に関する事務

平成27年改正法の一部施行により、平成28年1月1日から委員会が個人情報保護法を所管することとなり、個人情報保護関連の制度が政府全体として統一かつ統合的に運用されるよう、個人情報の保護に関する基本方針の策定と関連施策の総合かつ一体的な推進を図る役割を担っている。さらに、平成27年改正法による改正後の個人情報保護法の全面施行日（平成29年5月30日）から、それ以前は各主務大臣が行使していた監督権限について、委員会が一元的に所掌することとなった。

(1) 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力

① 報告徴収・立入検査（個人情報保護法第40条）

委員会は、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）に対し、個人情報又は匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、個人情報取扱事業者等の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 指導・助言（個人情報保護法第41条）

委員会は、個人情報保護法の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。

③ 勧告・命令（個人情報保護法第42条）

ア 委員会は、個人情報等の取扱いに関して法令の規定に違反する行為があった場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該違反行為をした個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

イ 委員会は、上記アによる勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫しているとき、その個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

ウ 委員会は、上記ア又はイにかかわらず、個人情報等の取扱いに関して法令の規定に違反する行為があった場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

④ 苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力（個人情報保護法第 61 条）

個人情報取扱事業者等の保有する個人情報等の取扱いに関する苦情が委員会に寄せられた場合、相談窓口において、相談者に対し事案の内容に応じた助言を行うほか、必要に応じて、相談者からの苦情の申出についてあっせんを行うとともに、苦情の処理を行う事業者に対して解決に向けた助言等を行う。

（2）認定個人情報保護団体に関する事務

個人情報保護法第 47 条においては、個人情報取扱事業者等の個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として、苦情の処理及び対象事業者に対する情報の提供等を行おうとする法人は、委員会の認定を受けることができるとされており、委員会は認定の申請を受けて個人情報保護法第 49 条に定める認定の基準に基づき、認定個人情報保護団体（以下「認定団体」という。）の認定を行う。

また、委員会は、認定団体に対して、報告の徴収（個人情報保護法第 56 条）、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理、対象事業者に対する情報の提供等、認定に係る業務（以下「認定業務」という。）の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨の命令（個人情報保護法第 57 条）及び認定の取消し（個人情報保護法第 58 条）を行うことができる。

（3）行政機関等非識別加工情報に関する事務

平成 27 年改正法による改正後の個人情報保護法の全面施行日（平成 29 年 5 月 30 日）同日に施行された行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 51 号）により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）において導入された行政機関非識別加工情報及び独立行政法人等非識別加工情報（以下「行政機関等非識別加工情報」という。）の提供の制度（以下「行政機関等非識別加工情報制度」という。）の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所が委員会に設置されるとともに、行政機関等非識別加工情報の取扱いに関する監視・監督権限は、委員会が一元的に所掌することとなった。

① 総合的な案内所の設置（行政機関個人情報保護法第 51 条の 2、独立行政法人等個人情報保護法第 48 条の 2）

行政機関等非識別加工情報の加工やその取扱いに関する問合せに応ずるほか、その他参考となる情報を随時提供する等、行政機関等非識別加工情報制度の円滑な運用を確保するため、総合的な案内を行う。

② 報告の要求（行政機関個人情報保護法第 51 条の 4、独立行政法人等個人情報保護法第 48 条の 4）

委員会は、行政機関の長及び独立行政法人等（以下この項において「行政機関の長等」という。）に対し、行政機関等非識別加工情報制度に関する施行の状況について報告を求めることができる。

③ 資料の提出の要求・実地調査（行政機関個人情報保護法第 51 条の 5、独立行政法人

等個人情報保護法第 48 条の 5)

委員会は、行政機関等非識別加工情報制度の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関及び独立行政法人等（以下この項において「行政機関等」という。）における行政機関等非識別加工情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査させることができる。

④ 指導・助言（行政機関個人情報保護法第 51 条の 6、独立行政法人等個人情報保護法第 48 条の 6）

委員会は、行政機関等非識別加工情報制度の円滑な運用を確保する必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における行政機関等非識別加工情報の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

⑤ 勧告（行政機関個人情報保護法第 51 条の 7、独立行政法人等個人情報保護法第 48 条の 7）

委員会は、行政機関等非識別加工情報制度の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における行政機関等非識別加工情報の取扱いについて、勧告をすることができる。

2 マイナンバー法に関する事務

(1) 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力

① 報告徴収・立入検査等（マイナンバー法第 29 条の 3、第 29 条の 4、第 35 条）

ア 委員会は、マイナンバー法の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

イ 特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイルをいう。以下同じ。）を保有する行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体情報システム機構は、個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。また、特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告することとされている。

ウ 個人番号利用事務等実施者は、委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、委員会に報告することとされている。

② 指導・助言（マイナンバー法第 33 条）

委員会は、マイナンバー法の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。

また、この指導及び助言をする場合において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる。

③ 勧告・命令（マイナンバー法第 34 条）

ア 委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為があった場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。勧告の対象者には、特定個人情報を法令に基づいて取り扱う者のほか、違法に特定個人情報を取り扱う者も含まれる。

イ 委員会は、上記アによる勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

ウ 委員会は、上記ア又はイにかかわらず、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為があった場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

④ 情報提供ネットワークシステム等に対する措置の要求（マイナンバー法第 37 条）

ア 委員会は、マイナンバーその他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。

イ 委員会は、上記アの規定により措置の実施を求めたときは、当該関係行政機関の長に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

⑤ 苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力（個人情報保護法第 61 条）

事業者等の保有する特定個人情報の取扱いに関する苦情が委員会に寄せられた場合、相談窓口において、相談者に対し事案の内容に応じた助言を行うほか、必要に応じて、相談者からの苦情の申出についてあっせんを行うとともに、苦情の処理を行う事業者に対して解決に向けた助言等を行う。

（2）特定個人情報保護評価

行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びにマイナンバー法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者（以下この項及び第 2 章Ⅱ第 2 節において「行政機関の長等」という。）が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、委員会規則等に定める手続に従い、特定個人情報保護評価を実施することとされている。また、行政機関の長等が作成した特定個人情報保護評価書に重要な変更（リスク対策に係る変更等）が生じる等の場合は、特定個人情報保護評価の再実施を行うこととされている（マイナンバー法第 28 条）。委員会は、マイナンバー法第 27 条及び第 28 条の規定に基づき、

特定個人情報保護評価の実施に関し必要な措置等を規定する委員会規則の制定及び指針の作成を行うとともに、委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等が提出した特定個人情報保護評価書について承認を行う。

特定個人情報保護評価は、マイナンバー制度における制度上の保護措置の一つであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関の長等が、その取扱いについて自ら評価するものである。具体的には、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有する前に、当該特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認し、特定個人情報保護評価書において対外的に明らかにするものである。

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とし、次に掲げることを目的として実施するものである。

① 事前対応による特定個人情報の適正な取扱いの確保

情報の漏えい、滅失、毀損あるいは不正利用等により個人のプライバシー等の権利利益が一度侵害されると、拡散した情報を全て消去・修正することが困難である等、その回復は容易でない。したがって、事前に特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための措置を講ずることが重要である。

特定個人情報保護評価は、このような事前対応の要請に応える手段であり、また、事前対応を行うことで、事後の大規模なシステムの仕様変更を防ぎ、不必要な支出を防ぐことも期待される。

② マイナンバー制度に対する国民の信頼の確保

マイナンバー制度に対する国民の信頼を確保する観点から、特定個人情報ファイルを取り扱う者が、入手する特定個人情報の種類、使用目的・方法、安全管理措置等について国民に分かりやすい説明を行い、その透明性を高めることが求められる。

特定個人情報保護評価は、行政機関の長等が、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に説明することにより、国民の信頼を確保することを目的とするものである。

委員会が、マイナンバー法第 27 条及び第 28 条の規定に基づき特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）及び特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）で定めた特定個人情報保護評価の手続は、図 2 のとおりである。行政機関の長等は、特定個人情報保護評価を実施する事務について、対象人数、取扱者数及び行政機関の長等における特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき、「基礎項目評価」、「重点項目評価」又は「全項目評価」のうち、いずれの評価の実施が義務付けられるかを判断する（「しきい値判断」）。

基礎項目評価又は重点項目評価を実施する行政機関の長等は、基礎項目評価書又は重点項目評価書を作成し、委員会に提出した後、公表する。全項目評価を実施する行政機関の長等（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（以下この項及び第 2 章Ⅱ第 2 節において「地方公共団体等」という。）を除く。）は、全項目評価書を作成した後、当該評価書を公示して広く国民の意見を求め、委員会の承認を受けた後、公表する。全項目評価を実施する地方公共団体等は、全項目評価書を作成した後、当該評価書を公示して広く住民等の意見を求め、第三者点検を受け、委員会に提出した後、公表する。特定個人情報保護評

価の再実施を行った場合も同様である。

図 2：特定個人情報保護評価の流れ

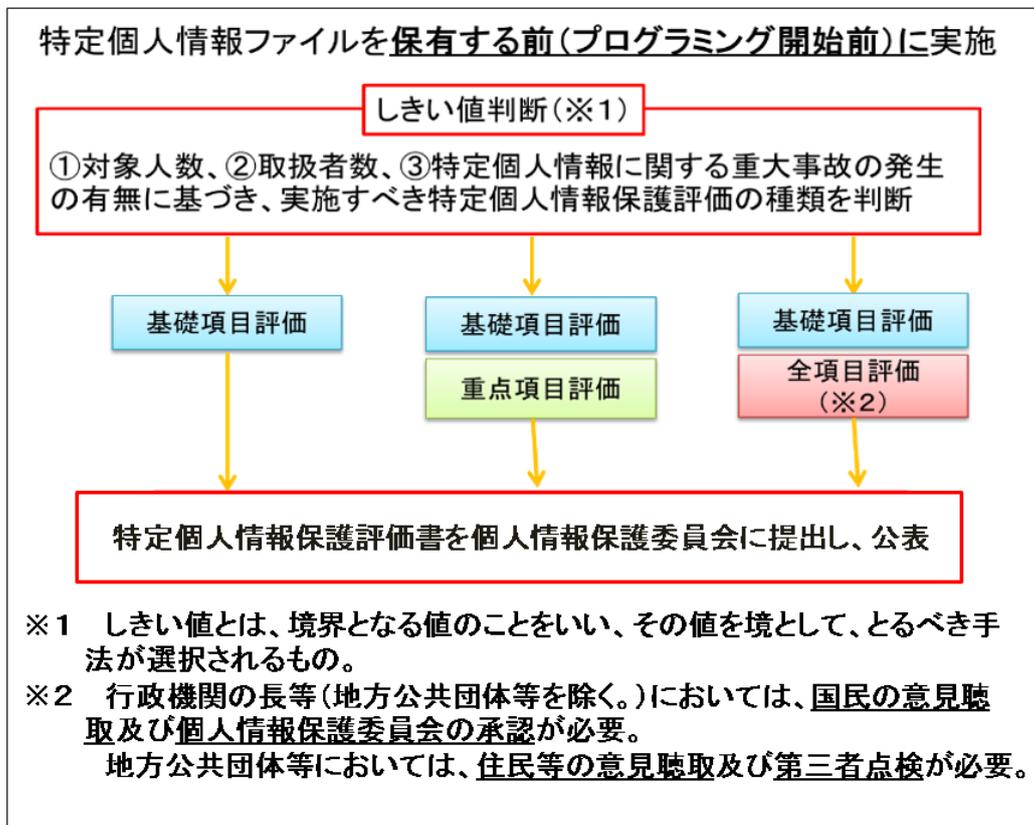


図3：各特定個人情報保護評価書の記載事項

基礎項目評価書の記載事項

- ・評価書番号、評価書名・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言
- ・評価実施機関名・公表日
- I 関連情報
 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 特定個人情報ファイル名 3. 個人番号の利用
 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 5. 評価実施機関における担当部署 6. 他の評価実施機関
 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- II しきい値判断項目
 1. 対象人数 2. 取扱者数 3. 重大事故
- III しきい値判断結果
- IV リスク対策
 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類
 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発(別添)変更箇所

重点項目評価書の記載事項

- ・評価書番号、評価書名・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言
- ・評価実施機関名・公表日
- I 基本情報
 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム
 3. 特定個人情報ファイル名 4. 個人番号の利用 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携
 6. 評価実施機関における担当部署 7. 他の評価実施機関
- II 特定個人情報ファイルの概要
 1. 特定個人情報ファイル名 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考(別添1)特定個人情報ファイル記録項目
- III リスク対策
 1. 特定個人情報ファイル名 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発
 10. その他のリスク対策
- IV 開示請求、問合せ
 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- V 評価実施手続
 1. 基礎項目評価 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 3. 第三者点検【任意】(別添2)変更箇所

全項目評価書の記載事項

- ・評価書番号、評価書名・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言
- ・評価実施機関名・個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】・公表日
- I 基本情報
 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム
 3. 特定個人情報ファイル名 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由
 5. 個人番号の利用 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 7. 評価実施機関における担当部署
 8. 他の評価実施機関
 (別添1)事務の内容
- II 特定個人情報ファイルの概要
 1. 特定個人情報ファイル名 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 1. 特定個人情報ファイル名 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去
- IV その他のリスク対策
 1. 監査 2. 従業者に対する教育・啓発 3. その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- VI 評価実施手続
 1. 基礎項目評価 2. 国民・住民等からの意見の聴取 3. 第三者点検
 4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】(別添3)変更箇所

(3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」に基づく届出の受付

地方公共団体は、マイナンバー法第 19 条第 8 号において、マイナンバー法第 9 条第 2 項の規定に基づき条例で定める事務（以下「独自利用事務」という。）のうち別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 5 号）で定めるものについて、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行うことができるものとされている。

委員会規則においては、より具体的な要件として、

- ・ 独自利用事務の趣旨又は目的が、マイナンバー法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務（以下「法定事務」という。）のうちいずれかの事務の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること
- ・ その事務の内容が、当該法定事務の内容と類似していること

を示しており、提供される特定個人情報は、法定事務において提供される特定個人情報の範囲と同一又はその一部である。

情報連携を行いたい地方公共団体は、委員会規則で定めるところにより、あらかじめ委員会に届け出なければならないとされており、委員会は、上記要件を満たす届出について総務大臣に通知する。

3 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務

委員会は、個人情報保護法第 61 条に基づき、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発、所掌事務を行うために必要な調査及び研究並びに所掌事務に係る国際協力に関すること等を行うこととされている。

第2章 委員会の所掌事務の処理状況

令和元年度においては、個人情報保護委員会会議を計43回（第99回から第141回まで）開催し、必要な審議、決定等を行った（付章1）。

I 個人情報保護法に関する事務

第1節 個人情報保護法に基づく取組等

1 平成27年改正法附則第12条に基づく検討

(1) 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案の第201回国会（常会）への提出

平成27年改正法附則第12条第3項において、法施行後3年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新産業の創出及び発展の状況等を勘案し、法の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。また、同条第2項において、法施行後3年を目途とし、基本方針の策定及び推進その他の委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保、その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。

このため平成30年度より委員会において検討を重ね、平成31年4月25日に開催された第103回個人情報保護委員会において、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」を取りまとめ、同日公表した。また、これに対する意見募集を実施し、計137の団体・事業者又は個人から延べ525件の御意見が寄せられ、意見募集結果を令和元年7月9日に公表した。さらに、平成30年度に引き続き計44道府県において実施した個人情報保護法に関するタウンミーティング（付章2）における意見交換の結果や個人情報保護法相談ダイヤルに寄せられる消費者等の声、経済界や有識者からのヒアリング（令和2年3月31日までに計31名（9団体及び14名）。付章3）を基に、幅広い意見等の整理、分析を行うとともに、個別項目の検討を進めた。

これらを踏まえ、令和元年12月13日に開催された第131回個人情報保護委員会において、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」を取りまとめ、同日公表した。また、これに対する意見募集を実施し、計279の団体・事業者又は個人から延べ889件の御意見が寄せられ、意見募集結果を令和2年2月12日に公表した。その後、令和2年3月10日に、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）が閣議決定され、第201回国会（常会）に提出された。

(2) 官民を通じた個人情報の取扱いに関する検討

(1)に記載のいわゆる3年ごと見直しに係る検討過程において、特に、意見募集やヒアリングの中で官民を通じた個人情報の取扱いに関する論点が多く指摘された。このうち、地方公共団体の個人情報保護制度の中長期的な在り方については、これまで検討が十分になされている状況にないため、まずは地方公共団体の職員等を始めとする関係者による意見交換の場の設置が必要であることから、令和元年10月25日に開催された第123回個人情報保護委員会において、「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」の開催を決定した。地方公共団体、地方三団体及び委員会事務局を構成員とし、2回の会合を開催した。

また、国の行政機関等に係る個人情報保護制度については、平成27年改正法附則第12条第

6項を踏まえ、関係省庁が緊密な連携の下、民間部門、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報保護に関する規定を集約し、一体的に規定すること及び事務処理体制の在り方について検討するため、令和元年12月25日に内閣官房主催による「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」の開催が決定され、同日、第1回が開催されるとともに、有識者等による検討会の開催が決定された。これらには委員会も参画し、タスクフォース及び検討会が1回ずつ開催された。

2 個人情報保護法の適切な運用のための取組

(1) ガイドライン等に関するQ&Aの改正

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A（平成29年2月16日（令和元年11月12日更新）個人情報保護委員会）について、個人情報保護法相談ダイヤルに寄せられた問合せ内容や事業者から寄せられた質問等も踏まえ、記載内容の追加等を行った。具体的には、公開情報であっても、生存する個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報（他の情報と容易に照合できる場合を含む）は個人情報に該当する旨や、不動産売買契約前の交渉段階において、不動産の所有者が当該不動産の購入希望者から当該不動産に関する調査を受け、当該不動産の賃借人に係る個人データを提供する場合は、実質的に委託又は事業の承継に類似するものと認められ、あらかじめ賃借人本人の同意等を得ずに個人データを提供することができる旨等の追加等を行った。

(2) 認定個人情報保護団体に関する取組

個人情報保護法においては、個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として、苦情の処理や対象事業者への情報の提供等の認定業務を行う法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）を認定する、認定団体に関する制度が設けられている。

令和2年3月31日現在の認定団体数は40である（付章4）。認定団体が作成した個人情報保護指針については、委員会ウェブサイトで公表している。

委員会及び各認定団体間の情報共有等の場である認定団体連絡会については、令和元年度に1回（※）（5月）開催した。また、認定団体の対象事業者向け実務研修会については、7回（東京3回（※）、札幌1回、仙台1回、名古屋1回、広島1回）開催した。

認定団体の認定業務に関する活動状況及び法令遵守状況を把握するため、平成30年度に実施した報告徴収の結果を受けて令和元年度も引き続き改善すべき項目について、認定団体の自主的な対応を促した。この結果、1団体について、改善が図られなかったため令和元年9月3日付で認定を取り消した。このほか、2団体から認定業務の廃止の届出がなされた。

（※）新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、3月に開催を予定していた認定団体連絡会及び東京での認定団体対象事業者向け実務研修会は中止した。

(3) 情報セキュリティ関係機関との連携

個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第20条に基づき、取り扱う個人データにつき安全管理措置を講じなければならないこととされている。また、情報システムを使用する場合には、外部からの不正アクセスの防止等の技術的安全管理措置を講じなければならないこととされている。さらに、個人データの漏えい等の事案が発覚した場合に、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の検討及び実施などについて必要な措置を講ずることが望まれるとともに、委員会等に速やかに報告するよう努めることとされている。

他方で、企業等から機密情報等の窃取を企図したサイバー攻撃は一層複雑化・巧妙化し、

攻撃対象も拡大し続けている。このような状況を踏まえ、令和元年度においては、外部からの不正アクセス等による個人データの漏えい等の事案への対応が個人情報取扱事業者において適切に実施されるよう、関係省庁とともに関係機関との連携及び協力を行うための「個人情報保護法サイバーセキュリティ連携会議」を開催し、個人情報等の漏えいを取り巻く状況やECサイトに対する不正アクセスの動向等についての意見交換や、委員会に報告された漏えい等事案について情報共有等を行った。

第2節 個人情報保護法に基づく監督等

1 監督に係る処理状況

(1) 漏えい等事案に関する報告の受付状況等

令和元年度において、個人データの漏えい等事案について、4,520件の報告を受けた。このうち、委員会が直接報告を受けたものが1,066件、委任先省庁を経由して報告を受けたものが1,519件、認定団体を経由して報告を受けたものが1,935件であった（付章5）。

漏えい等事案の多く（79.6%）は、書類及び電子メールの誤送付、書類及び電子媒体の紛失であり、その他の発生原因としては、インターネット等のネットワークを経由した不正アクセス等であった。

委員会においては事実関係及び再発防止策の確認等を行うとともに、同種の事態が起きないように必要に応じて指導等を行った。

これらの中には、多数の個人情報外部に流出した可能性があるにも関わらず、委員会への漏えい等事案の報告が半年程度経過後になされたものがあつたため、社会的影響が大きい事案においては、二次被害等を防止する観点から、速やかに個人情報保護委員会等に報告するよう注意喚起を行った。

(2) 立入検査等の実施状況

令和元年度において、各種の情報を分析し、個人情報の適切な取扱いに懸念のある事案を対象に立入検査を6件実施し、安全管理措置等の状況の確認及び再発防止策等の検証を行い、必要な指導を行うとともに、指摘した事項について改善状況報告を求めた。

(3) 勧告の状況

令和元年度において、勧告を5件行った。例えば、大手就職活動情報サイトの運営会社において、登録会員の個人情報と、閲覧履歴等を基に算出した会員の内定を辞退する確率を、会員本人の同意を得ずにこれを第三者に提供していたこと等が判明したため、組織的な安全管理措置を講ずること等を求める勧告を行った。

特に、個人情報ではない閲覧履歴等を、提供先において他の情報と照合することにより個人情報とされることをあらかじめ知りながら、他の事業者提供していた点は、個人データの第三者提供に係る規制の趣旨を潜脱する極めて不適切なサービスであると考えられたため、改正法案において、提供元では個人データに該当しないものの、提供先で個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付けることとした。

また、多数の個人データがウェブサイトに違法に掲載されており、それらの個人データの主体の権利が侵害されていた事案において、掲載者であるウェブサイトの運営者の氏名や法人等の名称が判明しておらず、かつ所在不明であったところ、一般に、名あて人の特定が必要となる行政行為について、民法上の公示送達により行政行為を行うことができると整理し、同ウェブサイトの掲載者に対して勧告を行った。

このように、現行の個人情報保護法の規定に照らして直ちに違法とまでは言えないとしても、個人情報保護法の目的である個人の権利利益の保護に照らして看過できないような方法で個人情報が利用されている事例が一部にみられることから、改正法案において、違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化することとした。

(4) 指導・助言の状況

令和元年度において、個人データの漏えい等、通報及び苦情事案の対応に際し、報告徴収を294件、指導・助言を131件行った（付章5）。

例えば、取得した個人情報を本人の想定外の方法で取り扱っていた事業者に対して、個人情報の利用目的の通知・公表を適切に行うことや、個人データを第三者に提供する場合には、第三者提供なのか委託なのか等、組織的な法的検討を行い必要な対応を行うこと、個人データの取扱いを委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うことなどについて指導・助言を行った。

(5) 個人情報保護法の域外適用

令和元年度において、国外に所在する事業者から不正アクセス等を原因として13件の漏えい等事案に関する報告を受けた。これらの報告に対して、発生原因の究明や再発防止策の策定等について、7件の指導・助言を行った。

例えば、ECサイトにおいて、システム変更時の設定の不具合により、ログインしているユーザーとは別のユーザーの個人情報が表示されるという事象に関し、国外に所在する同サイト運営事業者等に、再発防止策を確実に履行することなどを指導した。また、今回のようなシステム変更時の不具合は、他の多くのウェブサイトでも発生しうるものであったため、委員会ウェブサイトにおいて、本事象の公表及び同種事象の発生防止のための注意喚起を行った。

(6) その他実態調査

民間事業者における安全管理措置の状況に関し、協力を得られた事業者の事業所に訪問し実態確認や意見交換を行った上で、事業者の規模・特性に応じた監督手法について検討を行い、事業者に対する指導・助言を実施する際の参考とした。例えば、人的安全管理措置として、漏えい等の不適切事案を社内へ情報発信し、社員の意識を平時から高めていたり、各部門において朝礼等の時間を利用し、情報共有と注意喚起をしたりしている例などを良い取組として、認定団体の対象事業者向け実務研修会等で周知した。

2 海外執行当局との連携

国境を超えた個人データの流通が加速する中、委員会としては、国外において発生した漏えい事案等への対応のみならず、海外当局との協力体制の構築を積極的に促進した。例えば、個別の事案への対応としては、国外における大規模な不正アクセス事案において、当該事業者から詳細な報告を受けるとともに、海外の個人情報保護当局と連携したほか、海外のドメインを使用する事業者に対応するため海外当局に協力を求めるなどした。

また、海外当局との執行協力については、令和元年5月、個人情報保護の執行協力の枠組みであるグローバルプライバシー執行ネットワーク（GPEN）によりマカオで開催されたワークショップに参加し、我が国の執行実務の紹介を行うとともに、加盟各当局と今後の協力体制を確認した。加えて、二国間における意見交換として、同年7月、シンガポール及びフィリピンの各当局を訪問し、専門的な執行の実務を共有したほか、相互の信頼関係の醸成にも努めた。

さらに、同年 10 月には、アルバニアで開催された国際会議に監視・監督担当者も参加し、海外の主要当局と今後の執行協力体制を確認した。具体的には、多国籍企業で起きた個人データの漏えい事案に対する各国での執行の状況を共有した。

3 いわゆる名簿屋を巡る課題に対応したオプトアウト手続の改善と実態調査

平成 27 年改正法による改正後の個人情報保護法の全面施行に伴い、個人情報保護法第 23 条第 2 項に基づくオプトアウト手続による個人データの第三者提供（※）をしようとする者は、オプトアウト手続を行うこと等をあらかじめ委員会へ届け出ることが義務付けられている。平成 29 年 3 月 1 日より届出の受付を開始し、令和 2 年 3 月 31 日現在、322 件の届出を受け付け、委員会ウェブサイト上で公表している。

オプトアウト手続を行っていることを委員会へ届け出ている全事業者（平成 31 年 3 月末時点）に対し、取扱商品等に関する実態調査を実施した。その結果、流通する名簿等商品の 8 割以上が取得先不明の個人データから成るものであることや、個人情報保護法に基づく本人への通知、委員会への届出等について本人がオプトアウト手続をとる上で必要となる具体性のある内容（名簿の商品等）となっていない懸念があること等が明らかとなった。以上のこと等から届出を行っている全事業者に対し、届出書の記載内容の確認を求め、必要に応じて再届出を行わせた。

（※）第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて提供を停止することとしている場合であって、あらかじめ、「個人データを第三者に提供する旨」、「提供する個人データの項目」等を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた上で、本人の同意を得ることなく第三者に提供することをいう。

4 パーソナルデータの適正かつ効果的な活用

個人情報保護法の改正の趣旨を踏まえ、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を促進するため、次の取組を実施した。

（1）官民データ活用推進基本法に基づく対応

官民データ活用推進基本法第 21 条第 5 項において準用する第 4 項の規定に基づき、官民データ活用推進戦略会議が官民データ活用推進基本計画の変更の案を作成するに当たり、あらかじめ委員会の意見を聴くこととされている。これを受けて、同会議から提示された案に対し、令和元年 6 月 6 日、個人情報等の取扱いについて、委員会による個人情報等の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策と十分に連携すること等、個人情報等を含む官民データを取り扱う施策を実施するに当たっての留意点等を同会議に通知した。

（2）匿名加工情報に関する情報発信

個人情報保護法では個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進するために匿名加工情報制度が設けられており、令和 2 年 3 月 31 日現在、509 社の事業者が匿名加工情報の作成等を公表している（付章 6）。また、平成 30 年度に実施した「パーソナルデータの適正な利活用の在り方に関する動向調査」に関する報告書及び事例集を委員会ウェブサイト上で公表する等、適正かつ効果的な活用を促進する観点からの情報発信を行った。

（3）行政機関等非識別加工情報制度の運用状況等

行政機関個人情報保護法等改正法により改正された行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法（以下これら 2 法を併せて「行政機関個人情報保護法等」という。）に基づき、その施行日（平成 29 年 5 月 30 日）に、行政機関等非識別加工情報の加工やその

取扱いについての公的な相談窓口として、委員会に行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所を開設し、行政機関等（行政機関及び独立行政法人等をいう。以下この項において同じ。）や民間事業者等からの問合せに広く対応している（付章7）。

また、行政機関等非識別加工情報制度の円滑な運用に資するよう、行政機関等非識別加工情報制度の概要を分かりやすく説明した資料とともに、平成30年度に引き続き令和元年度においても各機関の提案募集対象ファイル一覧及び実施日程一覧を委員会ウェブサイトで公表して提案募集の実施状況を紹介し、事業者向けに情報を発信した。

さらに、総合案内所等を通じて広く国民に同制度を周知するとともに、行政機関等や地方公共団体の職員に対する運用実務に係る説明会に加えて、民間事業者向けの説明会や利活用意向のヒアリングを実施した。

行政機関個人情報保護法等においては、行政機関等は、毎年度一回以上、当該行政機関等が保有する行政機関等非識別加工情報について、提案募集を行うこととされている。令和元年度においては、21行政機関及び130独立行政法人等において、提案の募集が実施された（提案の募集対象となった個人情報ファイル数：行政機関283ファイル、独立行政法人等1,772ファイル）。また、独立行政法人等において計1件の提案があった旨の報告を受けた。

（4）生産性向上特別措置法に基づく対応

生産性向上特別措置法第22条第6項の規定に基づき、主務大臣が革新的データ産業活用計画の認定をしようとする場合において、特に必要があるものとして政令で定める場合に該当すると認めるときは、あらかじめ委員会に協議することとされていることを踏まえ、保有個人データを用いる計画について42件の協議を受け、回答した。また、生産性向上特別措置法第11条第1項の規定に基づき、新技術等実証に関する計画について1件の認定を行った（付章8）。

（5）公正取引委員会が公表した「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」に対する対応

公正取引委員会が令和元年8月29日に公表した「デジタル・プラットフォームと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（案）」に関し、同考え方（案）が個人情報保護法の規律対象に関わることに鑑み、同日付で「「デジタル・プラットフォームと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（案）」に関する個人情報保護委員会の考え方について」」を公表した。

Ⅱ マイナンバー法に関する事務

第1節 監視・監督

1 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正

立入検査の結果及び問合せの内容等を踏まえ、委託元の許諾を得ていない再委託に関連して、マイナンバー法違反と判断され得る事例を改めて明確化するため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号。別冊「金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を含む。）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）（以下これらガイドラインを併せて「マイナンバーガイドライン」という。）の再委託等の項目について、令和元年12月10日に改

正した。

2 漏えい事案等に関する報告の受付状況等

令和元年度において、特定個人情報の漏えい事案その他のマイナンバー法違反の事案又はそのおそれのある事案について、217件の報告を受けた。このうち、「重大な事態」については、行政機関から1件、地方公共団体から17件、事業者から2件の報告を受けた（マイナンバー法第29条の4。付章9）。

漏えい事案等の報告の多くは、地方公共団体においてマイナンバーを含んだ書類を誤交付した事案であった。また、重大な事態については、許諾なく再委託が行われた事案等であり、いずれもマイナンバーが悪用されたとの報告は受けていない。

漏えい事案等の報告を受けて、再発防止策等の確認を行うとともに、同種の事態が起きないように指導等を行った。

3 指導・助言等の状況

令和元年度において、特定個人情報の漏えい事案等の報告の受付に際し、再発防止策の徹底を求めたり、具体的な内容の記載を求めたりするなどの指導・助言等を50件行った（付章9）。

また、立入検査を実施し指摘した事項について報告を求めるなどの報告徴収を75件行った（付章9）。

4 立入検査等の実施状況

立入検査の実施に当たり、平成31年度検査計画を策定し、検査の実施方針として、行政機関等に対する定期的な検査のほか、随時に検査を行うとともに、地方公共団体に対しては、規模、過去の検査状況等を勘案の上、選択的に実施し、検査項目を絞った検査（以下「レビュー検査」という。）を活用することなどを定めている。令和元年度においては、法令及びマイナンバーガイドラインの遵守状況、特定個人情報保護評価書に記載された事項の実施状況等を実地に確認するため、行政機関等10件、地方公共団体38件の立入検査を実施し、指摘した事項について改善の報告を求めた（マイナンバー法第35条及び第29条の3第1項。付章9）。

また、平成30年度より継続して立入検査を行った事案（個人番号利用事務を受託していた事業者が、マイナンバー法第10条第1項の規定に違反し、委託元である行政機関又は地方公共団体に無許諾でマイナンバーを含むデータ入力業務等を再委託又は再々委託していた事案）については、委託元に対して受託事業者の監査等を行うなど受託事業者に対する適切な監督等を行うこと、受託事業者に対して組織体制の整備を行うことなどの改善の報告を求めた。

これまで実施した立入検査により、行政機関等においては、特定個人情報に係る安全管理措置が概ね適切に実施されていることが確認できたものの、地方公共団体のうち一部の機関においては、安全管理措置のうち研修や監査の実施等について、改善を要する事項が認められた。

一方、安全管理措置の実施状況が良好な地方公共団体についてみると、都道府県が市町村を構成員とする連絡調整会議等を開催するほか、情報提供や助言等を行うなど、積極的に安全管理措置の実施に関与していること等が確認できた。

5 監視・監督システムを用いた情報連携の監視状況

情報提供ネットワークシステムにおいて、行政機関等の職員による不正な利用がないか確認するため、監視・監督システムを用いて情報連携される情報提供等記録について分析を行

い、情報連携の照会内容について、ヒアリング調査を行った。なお、調査を行った範囲内では、不正な利用は認められなかった。

また、監視・監督システムの分析能力向上のため、AIを活用した機能の開発について検討を進めた。

6 地方公共団体等の特定個人情報の取扱いに関する定期的な報告の状況

特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、毎年度、前年度においてマイナンバーの漏えい、滅失又は毀損の防止その他のマイナンバーの適切な管理のために講じた措置に関する事項その他当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いに係る事項を報告することとされている（マイナンバー法第29条の3第2項）。

令和元年度において、平成30年度におけるマイナンバーを取り扱う事務に関する体制の整備、研修・監査等の実施及びシステムの管理に関する事項等について、2,204機関から報告を受けた。

報告内容の中でも、令和元年度に新たに追加したデータ入力業務における委託及び再委託の実施状況に関する項目については、他の項目と比較して、適切な取扱いを行っていない機関が多数見受けられたことも踏まえ、上記1で述べたとおり、マイナンバーガイドラインの改正を行い、周知を図った。

7 その他の監督活動について

地方公共団体における特定個人情報の適正な取扱いに向けた改善を促すため、203団体に対して上記6で述べた報告結果等を踏まえた安全管理措置の状況を確認・改善するためのセミナー（以下「特定個人情報安全管理措置セミナー」という。）を開催した（付章10）。

これにより、令和元年度までに、全ての都道府県において、特定個人情報安全管理措置セミナー又はレビュー検査のいずれかを実施し、面的な展開を一巡させた。今後、地方公共団体に対しては、上記4で述べた地方公共団体への立入検査の結果等を踏まえ、レビュー検査等の立入検査の実施に軸足を移し、特定個人情報安全管理措置セミナーについては、地方公共団体からの要望等に応じて開催することとする。

さらに、地方公共団体から参加希望を募り、32団体に対して、マイナンバー漏えい事案等が発生したとの想定で初動対応の訓練を実施し、当該団体の対応における問題等について改善を促した。

第2節 特定個人情報保護評価

1 特定個人情報保護評価書の承認等

第1章第3節2（2）で述べたとおり、行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することとされており、しきい値判断により、「基礎項目評価」、「重点項目評価」又は「全項目評価」のいずれの評価の実施が義務付けられるかを判断する。

このうち、行政機関の長等（地方公共団体等を除く。）の全項目評価書については、マイナンバー法等により委員会の承認を受けることが義務付けられている（図2（第1章第3節2（2）））。特定個人情報保護評価の再実施を行った場合も同様である。

令和元年度においては、9の行政機関の長等（評価実施機関）から全項目評価書の提出を受け、当該行政機関の長等の職員から全項目評価書の概要を聴取する等、内容について審査を行った上で、9件の承認を行った（付章11）。当該行政機関の長等は、承認を得た後、全項目評価書の公表を行った。

地方公共団体等の全項目評価書については、マイナンバー法等により、原則として、条例

等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受け、委員会へ提出した後、公表することが義務付けられている。

令和元年度においては、最低限のリスク対策に関する措置状況等が追加された基礎項目評価書の新様式への変更について、説明会の場を利用する等、丁寧な説明・周知を行った。また、令和元年度から、評価実施機関において評価規則第 15 条等に基づく 5 年経過前の特定個人情報保護評価の再実施が行われることから、再実施を行うに当たって参考となるよう留意事項を公表し、説明会を開催する等、円滑な制度の運用の確保に努めた。

2 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況

令和 2 年 3 月 31 日現在、2,874 の行政機関の長等（評価実施機関）が 32,655 の事務について特定個人情報保護評価書を公表している（付章 12）。これらの特定個人情報保護評価書については、国民が検索・閲覧することが可能となるよう、委員会が運用するシステム（マイナンバー保護評価 Web）に掲載している。

なお、委員会の承認対象ではない特定個人情報保護評価書についても、必要に応じて記載方法等に関する助言を行っている。

第 3 節 その他

1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」に基づく届出の受付

（1）届出の受付状況

第 1 章第 3 節 2（3）で述べたとおり、地方公共団体は、マイナンバー法第 19 条第 8 号において、独自利用事務のうち委員会規則で定めるものについて、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行うことができるものとされている。

令和元年度においては、上記の要件を満たし、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求めることができる事務として、令和元年 10 月以降の情報連携について 3 の地方公共団体から 12 件の届出が、令和 2 年 2 月以降の情報連携について 85 の地方公共団体から 240 件の届出が、令和 2 年 6 月以降の情報連携について 124 の地方公共団体から 198 件の届出が、さらに令和 2 年 10 月以降の情報連携について 53 の地方公共団体から 84 件の届出があった。これにより、令和 2 年 6 月時点で情報連携の対象とされる独自利用事務は、1,213 の地方公共団体（都道府県 47、市区町村等 1,166）の 8,561 事務となる見込みである。

（2）情報連携の対象となる独自利用事務の事例について

情報連携の対象となる独自利用事務の事例については、平成 27 年 8 月に委員会の決定を経て公表して以来、地方公共団体からの要望を踏まえて数次にわたり追加してきた。

令和元年度においては、新たに情報連携の対象とする独自利用事務の事例の追加について、地方公共団体に要望照会を行い、関係府省及び要望団体による検討会を令和元年 6 月に開催した。

また、制度改正及び地方公共団体の要望を踏まえ、令和 2 年 2 月 26 日の第 136 回個人情報保護委員会において 1 件の事例を新たに決定したほか、既存の 4 件の事例を変更し、これらについて公表した。

今後も地方公共団体の要望を踏まえて事例の拡大を図りつつ、添付書類の削除等の具体的なメリットが国民に実感されるよう独自利用事務の情報連携の活用を促進していくこととしている。

Ⅲ 国際協力

個人データの国境を越えた流通が増大する中、個人情報の保護を図りつつ国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境を整備することが重要となっており、委員会としては、関係機関との戦略的な対話の実施や、国際的な協力の枠組みへの参加等に積極的に取り組んでいる。

また、デジタル時代の新たなIT政策大綱（令和元年6月7日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）において言及されている、「国際的データ流通網」の実現に関し、個人情報に関する相互に信頼性が確保されたデータの自由な流通を促進する国際的な枠組みの構築に向けた取組を行った。具体的には、これまで連携を進めてきた米国・EUを中心とした関係各国の機関等と、信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組み構築について対話を行った（付章13）。

さらに、国際会議等への出席、外国機関との対話等も精力的に行った（付章14及び付章15）。具体的な取組については次のとおりである。

第1節 信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組み構築に向けた取組の推進

1 日米欧三極間における個人データの流通に関する対話

欧州関係機関（欧州委員会司法総局）及び米国関係機関（商務省、連邦取引委員会、国務省、通商代表部）と委員会事務局の三極で、「自由で安心なパーソナルデータの国際流通の創造に関する日米欧三極実務当局者会合」を4回にわたって開催し、日本側から①個人情報の越境移転に関する既存の2国間枠組みを活用した更なる個人情報の流通の促進、②グローバルに相互運用可能な新たな企業認証制度の模索、及び③グローバルスタンダードとしてのOECDプライバシーガイドラインの見直しについて提案を行い、個別論点や今後の進め方等について具体的な検討を行った。

2 OECDプライバシーガイドラインに関する取組

世界各国の個人データ保護政策の基礎・原則となっているOECDプライバシーガイドラインについて、個人データ保護を取り巻く状況の変化等を踏まえて、専門家グループ（PGE）による見直しプロセスに入っており、委員会も当該プロセスに参画している。

1の③に関連して、個人データを巡る新たなリスク（データローカライゼーションや無制限なガバメントアクセス）を踏まえたガイドライン改定の必要性に関する理解を含め、改定手続につなげるべく、当該グループ有志でディスカッション・ペーパーを作成し、議論を行ってきたところである。

当該議論の進捗を踏まえ、メンバー有志で調整の上、令和元年11月に行われたOECDデジタル経済政策委員会（CDEP）デジタル経済データガバナンス・プライバシー作業部会（WPDGP）第1回会合（デジタル経済セキュリティ・プライバシー作業部会（SPDE）から改組）において、委員会から、データローカライゼーション及び無制限なガバメントアクセスを、OECDプライバシーガイドラインの見直しプロセスにおいて議論すべき旨の提案を行った。今後OECDにおいて議論が展開される見通しとなっている。

さらに、委員会は、OECDプライバシーガイドラインの見直しプロセスを支援するため、令和2年度予算において、OECDに対する拠出金として4,000万円を計上した。

第2節 国際会議の主催

1 第51回アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム（※）（令和元年5月29日・30日）

委員会主催により、東京において、第51回アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム（以下「APPAフォーラム」という。）を開催した。

委員会からは、

- ① 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに係る取組
 - ② 事業者に対する指導・監督等の状況
 - ③ 日EU間の相互認証
 - ④ 多国間の取決めであるアジア太平洋経済協力（Asia-Pacific Economic Cooperation: APEC）越境プライバシールール（Cross Border Privacy Rules: CBPR）システム（企業に対しAPEC基準を認証する仕組み）の推進
 - ⑤ 信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組み構築に向けた取組
 - ⑥ 子供向けの広報・啓発活動
- について説明を行った。

（※）アジア太平洋地域のデータ保護機関が、協力関係の構築及び情報交換を行う会議。年に2回開催。

2 個人データ国際セミナー（G20 サイドイベント）（令和元年6月3日）

令和元年、日本が議長国としてG20 サミットを開催し、デジタルデータを巡る諸課題を主要議題の一つとして扱うことを機に、委員会主催により東京において、G20 各国の個人情報保護当局等が集まって、個人データのグローバルな流通に関する現状や意義、関連する課題等に関する情報共有と認識を深めることを目的として、本セミナーを開催した。委員会はパネルディスカッションにおいて、国際的なデータ流通の実現に向けた委員会の取組について説明を行うとともに、参加したG20 各国の個人情報保護当局者及び一般聴講者等の間において、信頼性の確保されたグローバルな個人データの流通に関する認識の共有・深化が図られた。

第3節 国際会議への出席

1 第52回アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム（令和元年12月2日・3日）

専門委員がフィリピンで開催された第52回APPAフォーラムに出席した。専門委員から、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに係る取組及び事業者に対する指導・監督等の状況、日EU間の相互認証及び信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組み構築に向けた取組について説明を行った。

2 第41回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議（ICDPPC）（※）（令和元年10月21日～25日）

専門委員がアルバニア（ティラナ）で開催された第41回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議（ICDPPC）に出席した。

データ保護機関のみが参加するクローズド・セッションでは専門委員が「地域/言語/トピック固有のネットワークからのアップデート」というセッションにおいて、令和元年5月にAPPAフォーラムを主催した経験を踏まえ、同プライバシー機関を代表して、地域ネット

ワークとしての同プライバシー機関の活動を紹介した。

データ保護機関に加え有識者や民間企業等も参加するオープンセッションにおいて、専門委員がパネル1「データ保護法におけるグローバル・コンバージェンス」にパネリストとして登壇し、委員会における信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組み構築に向けた取組等を紹介するとともに、議論に参加した。また、米国商工会議所等の主催するサイドイベント「架け橋の構築」において、同イベントにおける議論の総括を含む閉会挨拶を行った。

(※) 正式メンバーとして承認されたデータ保護機関で構成される、国際的な個人データ保護の促進・強化について議論や情報交換を行う会議。

正式メンバー及び承認されたオブザーバーが参加する非公開会議が開催され、各種決議等が採択されているほか、その他の公的機関、事業者、研究者等も参加する公開会議も開かれている。

今回合の非公開会議において、会議名変更の合意がなされたため、会議後の令和元年11月15日より、世界プライバシー会議（GPA）へと会議名が変更された。

3 その他

(1) 国際プライバシー専門家協会（IAPP）（※）グローバル・プライバシー・サミット（令和元年5月1日～3日）

専門委員が米国において開催された国際プライバシー専門家協会（IAPP）主催のグローバル・プライバシー・サミットに出席した。企業レベルで個人情報適切に保護することを通じて越境移転を促進するという理念に基づく多国間・地域の枠組みとしてのAPEC CBPRシステムの紹介及び委員会による同システムの推進についての取組について説明を行ったほか、関連するセッションの聴講や他の出席者との意見交換を行った。

(※) プライバシーやデータ保護の専門家の支援及び改善等を目的として2000年に設立された世界的な非営利組織。年に数回フォーラムを主催。

(2) セドナ・カンファレンス（令和元年6月5日・6日）（※）

専門委員が香港において開催された第11回セドナ・カンファレンスに出席した。日EUの相互認証に関する日本の経験及び各国との協力等について説明を行ったほか、関連するセッションの聴講や他の出席者との意見交換を行った。

(※) 国際的なデータ保護機関、法律事務所、企業、法律の専門家等を招待し、年1回開催されている会議。

(3) C I P L ・ T R I L E G A L 共催ワークショップ「データ・ドリブン・エコノミーの文脈でのインドの個人データ保護法案実施におけるベストプラクティスに関するグローバル対話」（令和元年11月14日）及びU S I B C 主催「効果的なデータ保護機関の創設」（令和元年11月15日）

専門委員がインドにおいて開催された、プライバシー・セキュリティに関する国際的なシンクタンクであるC I P L（Centre for Information Policy Leadership）及び現地インドの法律事務所であるT R I L E G A L 共催ワークショップの、データ・ドリブン・エコノミーの文脈でのインドの個人データ保護法案実施におけるベストプラクティスに関するグローバル対話及びU S I B C（The U.S.-India Business Council）主催の効果的なデータ保護機関の創設に関する国際プライバシーフォーラムに出席した。データ保護機

関のあり方として、委員会の活動状況等について紹介し、データローカライゼーションに陥るのではなく、信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組みを実現すべきである旨発信した。

(4) 日欧カンファレンス（令和2年2月7日）

専門委員がフランスにおいて開催されたフランス・モンテーニュ研究所主催の「日欧カンファレンス：デジタル分野におけるトラストと自主性」に出席した。「データ保護：データフロー、セキュリティとトラスト」というセッションにおいて、委員会による個人情報保護に関する国際連携の取組について説明を行い、意見交換を行った。

第4節 地域別対話

1 EUとの協力対話等

(1) 日EUの円滑な個人データ移転を図る枠組み構築に向けた取組

平成31年1月18日に開催された第85回個人情報保護委員会において、個人情報保護法第24条に基づくEUの指定を行うことを決定し、欧州委員会においても、EU一般データ保護規則（General Data Protection Regulation: GDPR）第45条に基づく我が国の十分性認定が決定されたことにより、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みが平成31年1月23日に発効した。これにより日EU間においては、円滑に個人データを移転することが可能となった。

委員会においては、日EU間における円滑な個人データの越境移転のための環境整備のため、引き続き、欧州委員会を始め、EU加盟各国のデータ保護機関等との対話を行っている。

(2) 欧州委員会委員との会談（令和2年1月30日）

委員が欧州委員会副委員長及び委員とそれぞれ二者会談を行い、国際的な個人データの越境移転の枠組み構築に向けた取組及び英国のEU離脱等について意見交換を行った。

また、個人情報保護法第24条に基づくEU指定に関する見直し及びGDPR第45条に基づく我が国の十分性認定に係るレビューについて、日EU間の円滑な個人データ移転に支障が生じないように、情報交換を密にしていく旨、意見交換を行った。

さらに、個人情報保護法の改正に関し委員より、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」の公表状況等を説明し、先方からは法改正の内容について、概ね好意的な意見が示された。

(3) データ保護機関等との対話

EUのデータ保護機関との間では、委員会の国際的な取組等について先方の理解を深めるとともに、各国のデータ保護機関からは、平成30年5月25日に施行されたGDPRへの各国内における対応状況等について説明を受けた。また、今後も継続的な情報交換を行っていくことや協力関係を推進することで一致した。対話を実施した機関及び実施日は次のとおりである。

- ① フランス・情報処理と自由に関する国家委員会（CNIL）との意見交換（令和元年5月30日）
- ② フランス・情報処理と自由に関する国家委員会（CNIL）との意見交換（令和2年1月16日）
- ③ 欧州データ保護監督機関（EDPS）との意見交換（令和2年1月30日）
- ④ オーストリア・データ保護機関との意見交換（令和2年2月14日）

- ⑤ ドイツ連邦データ保護・情報自由監察官（B f D I）との意見交換（令和2年2月17日）
- ⑥ ドイツ・ヘッセン州データ保護機関との意見交換（令和2年2月18日）
- ⑦ スペイン・データ保護庁（A E P D）との意見交換（令和2年2月27日）
- ⑧ イタリア・データ保護機関との意見交換（令和2年2月28日）
- ⑨ フランス・情報処理と自由に関する国家委員会（C N I L）との意見交換（令和2年3月2日）

（4）日EU・ICT戦略ワークショップ（※）（令和元年12月11日）

事務局職員が日EU・ICT戦略ワークショップに参加し、データエコノミーについて官民で議論するセッションにおいて、信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組み構築に向けた取組について説明を行った。

（※）総務省、欧州委員会（通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局）及び民間事業者が、デジタル経済における重要課題について自由な意見交換を行う場。

2 米国との対話

米国との間では、APEC CBPRシステムの促進を行っていくことで協力関係を構築してきたところであるが、信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組み構築に向けた取組として、日米欧三極間における対話を開始していることを踏まえ、日本から行っている提案について協議を行っている。

（1）米国商務省次官補代理との面会（令和元年5月31日）

事務局長が米国商務省の次官補代理と、個人情報保護に関する両国の状況等について意見交換を行った。

（2）第10回インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（令和元年10月10日）

（※）

事務局職員がインターネットエコノミーに関する日米政策協力対話に参加し、米国とともにAPEC CBPRシステムへの参加拡大に協同で取り組むこと等を再確認したとともに、信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組み構築に向け、日本から行った提案についての働きかけを行った。

（※）日本の総務省国際戦略局長とアメリカの国務省大使との間で、インターネットの経済的側面に焦点を当てた政策全般について、定期的実施されている政策対話。

（3）駐日米国大使館公使との面会（令和元年12月13日）

事務局長が駐日米国大使館の商務担当公使と、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」の内容や信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組み構築等について意見交換を行った。

3 英国との対話

英国との間では、英国のEU離脱後も日英間の円滑な個人データ移転が確保されるよう、デジタル文化・メディア・スポーツ省（DCMS）（データ保護政策の所管省庁）及び情報コミッショナーオフィス（ICO）（英国データ保護機関）と継続的に対話を実施した。

なお、令和2年2月1日（英国時間1月31日）に英国がEUを離脱してからも、日英双方の法令等の手当により、日英間の円滑な個人データの移転が確保されている。

（1）情報コミッショナーオフィス（ICO）との意見交換（令和元年5月30日）

委員長が情報コミッショナーオフィス（ICO）の委員長と意見交換を行った。国際的な個人データ移転に関する取組等について意見交換を行うとともに、英国のEU離脱後も、円滑な個人データの移転が確保されるよう、引き続き、日英当局間で緊密に連携することで一致した。

(2) デジタル文化・メディア・スポーツ省（DCMS）との意見交換（令和元年6月25日）

事務局職員がデジタル文化・メディア・スポーツ省（DCMS）の職員と、英国のEU離脱後の日英間の個人データ移転について意見交換を行った。

(3) 情報コミッショナーオフィス（ICO）との意見交換（令和元年10月23日）

事務局職員が情報コミッショナーオフィス（ICO）の副委員長と執行協力について情報共有及び意見交換を行った。

また、専門委員が情報コミッショナーオフィス（ICO）のエグゼクティブ・ディレクターと、EUとの充分性認定交渉や英国のEU離脱後の日英間の個人データ移転について意見交換を行った。

(4) 情報コミッショナーオフィス（ICO）との意見交換（令和2年1月17日）

事務局職員が情報コミッショナーオフィス（ICO）の職員と、信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組み構築について意見交換を行った。

4 APEC CBPRシステムの推進

APEC CBPRシステムは、APEC参加国・地域において、事業者のAPECプライバシーフレームワークへの適合性を認証する仕組みであり、事業者の個人情報保護の水準を判断するための国際的な基準として有効である。

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）においては、外国にある第三者への個人データの移転に関する適切な手法の一つとして、出し手又は受け手による同システムの認証の取得を明記しており、同システムの認証を受けることは国際的な事業展開を図る日本企業にとって有益であることから、委員会は、国際プライバシー専門家協会（IAPP）アジア・プライバシー・フォーラム2019（令和元年7月）、APEC 2019 SOM3関連会合（令和元年8月）及びAPECワークショップ「APECにおけるデジタル・ディバイド解消に向けた地域市場におけるMSMEの参加促進」（令和元年10月）等において、同システムの推進に関する意見交換を行い、APEC地域での同システムの普及・推進に取り組んだ。

5 その他の海外のデータ保護機関等との連携

(1) ニュージーランド・プライバシーコミッショナーオフィス委員長との意見交換（令和元年5月31日）

事務局長が、来日中のプライバシーコミッショナーオフィスの委員長と国際的な個人データ移転に関する取組等について意見交換等を行い、OECDにおける取組等について連携することで一致した。

(2) BSAとの意見交換（令和元年10月7日）

事務局長が世界のソフトウェア産業の業界団体であるビジネス・ソフトウェア・アライアンス（BSA）プレジデント兼CEOと、信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組み構築等について意見交換を行った。

(3) トルコ・データ保護機関との意見交換（令和元年10月24日）

専門委員がトルコ・データ保護機関の総裁と意見交換等を行った。専門委員から委員会の組織や最近の取組について説明するとともに、両国間の協力関係構築等について意見交換を行った。

(4) シンガポール個人情報保護委員会委員長との意見交換（令和2年1月22日）

事務局長が、来日中のシンガポール個人情報保護委員会委員長と意見交換等を行った。事務局長から委員会の組織や最近の取組等について説明するとともに、APEC CBPRシステムの促進・拡大を積極的に行っていくこと、また、それにより個人データを適切に保護しつつ自由な流通を図っていくことで一致した。

第5節 国内事業者による国際的な活動に資する情報の発信

APEC CBPRシステムの更なる推進に向けて、引き続き個人情報保護法の説明会等の機会を活用するとともに、委員会ウェブサイト上の専用ページにGDPRの関連ガイドライン及び米国・カリフォルニア州消費者プライバシー法といった諸外国・地域の関係法令等や、過去のAPPAフォーラムにおいて共有又は紹介された、他の参加機関作成の資料について仮訳等を掲載するなど、提供情報の充実を図った。

さらに、英国のEU離脱後においても、日英間の円滑な個人データ移転が確保される旨の周知を、委員会ウェブサイト上で国内事業者向けに行った。

IV 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務

第1節 広報・啓発

1 個人情報保護法関係

個人情報保護法の適用を受ける幅広い事業者への法制度の周知のほか、子どもを含め、広く国民に対して個人情報保護のリテラシーの向上を図るため、事業者団体、消費者団体、地方公共団体等が主催する研修会等への講師派遣（計103回、約13,800人参加。付章16）、パンフレットの作成・配布、小学生を対象とした出前授業（計20回）等を行った。

また、消費者や消費生活相談員、自治会・中小企業関係者を招き、個人情報の保護やその取扱いに関して日頃感じている悩み・疑問点などについて意見交換をすることにより、個人情報保護に関する制度や運用等について浸透させるとともに、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しを含め、今後の施策にもいかしていくことを目的として、平成30年度から令和元年度にかけて、全国でタウンミーティングを開催した（付章2）。

さらに、委員会が加盟しているアジア太平洋プライバシー機関（APPA）において取り組むこととされているPrivacy Awareness Weekを令和元年5月27日から6月3日までに設定し、個人情報保護の重要性について、広く国民に対して広報活動を行った。

消費税増税前のキャッシュレス決済導入の増加により、同機能の脆弱性をついた不正アクセスによる被害等の事例が散見されるようになったことを受け、不正アクセスに備えた十分な対策を講じるよう、金融庁及び経済産業省と連携した上で、「キャッシュレス決済機能を提供する事業者の皆様への注意喚起」を委員会ウェブサイトに掲載するとともに関係団体に周知した。

2 マイナンバー法関係

特定個人情報の適正な取扱いの確保や安全管理措置の再確認を促すことなどを目的として、各種説明会に講師を派遣した（計90回、約8,140人参加。付章10）。

具体的には、地方公共団体の首長にこれらの重要性を直接伝えるため、令和元年5月に開催された全国市長会春期ブロック会議において、市長に対して説明を行ったほか、令和元年5月から7月までの間に他省庁と連携して実施した社会保障・税番号制度担当者説明会及び令和元年5月以降開催された地方公共団体情報システム機構セミナーにおいて、地方公共団体の事務担当者に対して説明を行った。

また、地方公共団体等において説明会を実施し、事務担当者に対して、立入検査の結果等を踏まえた特定個人情報の取扱いに関する留意点について説明を行った。なお、特定個人情報安全管理措置セミナーを開催したことについては、第2章Ⅱ第1節7で述べたとおりである。

さらに、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）により、今後マイナンバーカードの利用が促進されることが想定されることから、マイナンバーガイドラインに関するQ&A（平成26年12月11日（令和元年12月10日更新）個人情報保護委員会）において、マイナンバーカードの取扱いに関するQ&Aの追加を行った。このほか、マイナンバーを取り扱う際の基本的な注意点を紹介する番号制度ヒヤリハット事例集の更新を行うなど、特定個人情報の適正な取扱いの確保に向けて啓発を行った。

第2節 相談受付

1 個人情報保護法関係

(1) 個人情報保護法相談ダイヤルにおける対応

個人情報保護法に関する一般的な解釈及び個人情報保護制度に関する一般的な質問への回答、個人情報等の取扱いに関する監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関する事務を行うための窓口として、個人情報保護法相談ダイヤルを運用している。令和元年度は、個人情報保護法相談ダイヤルにおいて16,518件の相談を受け付けた（付章17）。

令和元年度は、事業者からの相談が減少した一方、個人からの苦情をはじめとする相談が平成30年度に続き増加したため、事業者からの相談と個人からの相談の割合が同程度となった。相談内容の傾向としては、個人情報の第三者提供や利用目的等に関する質問や苦情が多かった。具体的には、個人データを第三者提供する場合の手續に関する事業者からの質問や、事業者に自身の個人データを第三者提供されたとする個人からの苦情が多く寄せられた。

個人からの苦情の中には、本人が望まない形で自身の個人情報が利用され、事業者が利用停止等に応じないことや、名簿屋による個人情報の流通を問題視する意見が多く寄せられた。

このため、改正法案において、利用停止・消去等の請求の要件を緩和することや、個人データの授受に関する第三者提供記録についても本人が開示請求できるようにすること、オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲を限定すること等の措置を講じることとした。

また、個人情報保護法相談ダイヤルに寄せられた情報等を基に、オプトアウト届出の未届出の疑いのある業者に対して実態調査を行い、個人データの第三者提供の実態があれば、届出を行うよう指導した。

(2) 個別の事業者への対応

① あっせんの実施

個人情報保護法相談ダイヤルに、事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情等が寄せられた場合には、必要に応じてあっせんに関する説明を行い、申出を受けた場合には、当事者それぞれから可能な限り納得を得て解決につなげられるよう対応している。令和元年度は、38 件のあっせんの申出を受け付けた。例えば、事業者の運営するサービスの元利用者から、事業者のウェブサイトに掲載されている個人情報の削除を依頼し、事業者からも了承を得たが、一向に対応されないという苦情の申立てがされた事案について、当該事業者に対して元利用者からの苦情の伝達や個人情報保護法の規定等の説明を行い、削除に応じるようあっせんを行った。

② 指導・助言等

個人情報保護法相談ダイヤルに、事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情等が寄せられた場合には、必要に応じて事業者を確認を行った上で当事者に対する説明、事業者に対する指導・助言等を行った。例えば、事業者から、本人同意なく第三者に個人データが提供されたという事案について、当該事業者に対し、個人情報保護法第 23 条の規定に基づき、個人データを第三者提供する場合は本人の同意を取得するよう指導・助言等を行った。

2 マイナンバー法関係

(1) マイナンバー苦情あっせん相談窓口での対応

特定個人情報の取扱いに関する苦情の申出について、必要な助言・あっせん等を行う窓口としてマイナンバー苦情あっせん相談窓口を設置し、相談を受け付けている。令和元年度は、マイナンバー苦情あっせん相談窓口において 911 件の相談を受け付けた（付章 18）。相談内容の傾向としては、事業者におけるマイナンバーの安全管理措置に関する苦情やマイナンバー提供時における事業者の理解不足又は説明不足と感じた個人からの苦情が多く寄せられた。

(2) 個別の事業者への対応

マイナンバー苦情あっせん相談窓口で事業者のマイナンバーの取扱いに関する苦情が申し立てられた場合、当該苦情について事業者に報告を求め、必要に応じて当事者に対する説明や事業者等に対する指導・助言等を行った。例えば、事業者において、本人確認の際の身分証明書としてマイナンバーカードの提示を受けた際に、氏名等が記載された表面だけでなく、本人確認には必要のないマイナンバーが記載された裏面も収集して保管していた事案について、当該事業者に対し事実確認を行った上で、番号法の規定等を説明し、誤って収集したマイナンバーは速やかに廃棄するとともに、全事業所における取扱いを改めるよう指導を行った。

また、マイナンバーガイドラインに関する相談が寄せられた場合には、相談者が可能な限り納得感を得られるよう丁寧な説明に努めた。

第 3 節 人材育成

委員会の所掌事務を確実に遂行するため、人材育成は重要な課題である。多様な人材の活用と育成のため、個人情報の保護及び利活用、マイナンバーの取扱いに係る監視・監督、国際協力等の業務運営に必要な資質・職務遂行能力の向上を主な目的として研修を実施したほか、外部の専門機関等が実施する研修に積極的に参加するなど、委員会内外の様々な機会を通じて研

修を実施した。

新規採用職員に対しては、「新規採用職員向けマイナンバー習熟テスト」の実施や「個人情報保護士認定試験」の受験を義務付けることにより、今後の委員会業務の前提となる知識の着実な定着を図った。

国際業務の増加を踏まえて、グローバルな視点を養うため、語学研修や、英語で行われる大学ゼミナールに職員を参加させた。さらに、大学院で実施する専門講座に職員を派遣し、EUの個人データ保護法制に関する講義を受講させた。

また、監視・監督機関としての委員会の性格及び業務内容に鑑み、職員にはセキュリティ・ITの知見が不可欠であることから、サイバーセキュリティ分野における対応能力の向上及びセキュリティ・IT人材の確保・育成を図ることを目的に、専門機関が実施するサイバーセキュリティ研修やセキュリティ・ITリテラシー等に関する研修の実施等、職員の専門的知識の習得に重点を置いた研修の実施に注力した。

さらに、サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針（平成28年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）における橋渡し人材（部内育成専門人材）の確保・育成のため、選定した職員について総務省の主催する情報システム統一研修を受講させ、研修修了者に対するスキル認定に係る取組を進めた。

令和元年度より、技術系職員に対しては、情報システム関連業務における課題解決等に取り組むことが可能なスキルの習得を目的としたIT研修を実施した（付章19）。

付章 活動実績
1 委員会会議

(期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日)

回数	開催日	議題
第99回	平成31年 4月1日	・ いわゆる3年ごと見直し（ヒアリング） 新経済連盟
第100回	平成31年 4月10日	・ 監視監督について
第101回	平成31年 4月12日	・ いわゆる3年ごと見直し（オプトアウト規定（名簿屋対策）の現状・苦情あっせんの取組） ・ 個人データに関する国際的なデータ流通の枠組みについて
第102回	平成31年 4月18日	・ 厚生労働省（職業安定行政業務に関する事務）の全項目評価書について ・ 平成31年度個人情報保護委員会活動方針（案）について
第103回	平成31年 4月25日	・ 個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理（案）について
第104回	令和元年 5月10日	・ 社会保険診療報酬支払基金の全項目評価書の概要説明について ・ 平成30年度個人情報保護委員会年次報告（案）について
第105回	令和元年 5月17日	・ 個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る有識者ヒアリング 板倉陽一郎（ひかり総合法律事務所弁護士） 加藤 隆之（亜細亜大学法学部教授） 小向 太郎（日本大学危機管理学部教授） 新保 史生（慶應義塾大学総合政策学部教授） 鈴木 正朝（新潟大学教授） 高木 浩光（産業技術総合研究所主任研究員） （敬称略）
第106回	令和元年 5月21日	・ 社会保険診療報酬支払基金の全項目評価書について ・ 個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る有識者ヒアリング 石井夏生利（中央大学国際情報学部教授） 佐藤 一郎（国立情報学研究所教授／所長補佐） 宍戸 常寿（東京大学大学院法学政治学研究科教授） 曾我部真裕（京都大学大学院法学研究科教授） 森 亮二（弁護士法人英知法律事務所弁護士） 山本 龍彦（慶應義塾大学大学院法務研究科教授） （敬称略）
第107回	令和元年 6月4日	・ 官民データ活用推進基本計画（案）に対する意見について
第108回	令和元年 6月12日	・ 東京電子機械工業健康保険組合の全項目評価書の概要説明について ・ その他
第109回	令和元年 6月20日	・ 生産性向上特別措置法における新技術等実証計画の申請案件について

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際会議等開催報告（第 51 回 A P P A フォーラム及び個人データ国際セミナー）について ・ 監視監督について① ・ 監視監督について②
第 110 回	令和元年 6 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京電子機械工業健康保険組合の全項目評価書について ・ 認定個人情報保護団体に対する認定業務の適正な実施に関する報告徴収の実施について ・ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う個人情報保護委員会規則の改正案に関する意見募集について
第 111 回	令和元年 7 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集の結果について ・ 中小規模事業者における安全管理措置を推進させるための取組みについて ・ 監視監督について
第 112 回	令和元年 7 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外のデータ保護機関・国際的なプライバシー専門家等からの情報収集・調査等について ・ オプトアウト届出事業者に関する調査結果と今後の対応
第 113 回	令和元年 8 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自利用事務の情報連携に係る届出について ・ 監視監督について ・ その他
第 114 回	令和元年 8 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視監督について
第 115 回	令和元年 8 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視監督について
第 116 回	令和元年 8 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「デジタル・プラットフォームと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（案）」に関する当委員会の考え方について
第 117 回	令和元年 8 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し（漏えい報告の在り方関係） ・ 認定個人情報保護団体からの認定業務の実施に関する報告結果及び今後の対応 ・ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う個人情報保護委員会規則の改正案に関する意見募集の結果について ・ 監視監督について ・ 地方公共団体情報システム機構の全項目評価書について
第 118 回	令和元年 9 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視監督について
第 119 回	令和元年 9 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る有識者ヒアリング ダニエル・シュワルツ氏（IT-DEUTSCHLAND GLOBAL BUSINESS SOLUTIONS 株式会社 CEO） ・ 個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し（GDPR の運用・対応状況）

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告について ・ 監視監督について① ・ 監視監督について② ・ 監視監督について③ ・ その他
第 120 回	令和元年 9 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視監督について① ・ 監視監督について②
第 121 回	令和元年 10 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し（ヒアリング） 日本労働組合総連合会 ・ 個人データに関する国際的なデータ流通の枠組みに係る進捗について
第 122 回	令和元年 10 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本学生支援機構の全項目評価書について ・ マイナンバーガイドラインの改正案に関する意見募集について ・ 監視監督について① ・ 監視監督について②
第 123 回	令和元年 10 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し（地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会の開催について） ・ 令和元年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について ・ デジタル手続法の施行に伴う個人情報保護委員会規則の改正案に関する意見募集について ・ 監視監督について
第 124 回	令和元年 11 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視監督について ・ その他
第 125 回	令和元年 11 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し（国・独立行政法人等の個人情報保護制度に係る検討の在り方について） ・ 監視監督について
第 126 回	令和元年 11 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 41 回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議（ICDPIC）出張報告について ・ 独自利用事務の情報連携に係る届出について ・ マイナンバーガイドラインの改正案に関する意見募集の結果について
第 127 回	令和元年 11 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し（個人情報保護を巡る国内外の動向） ・ 国税庁の全項目評価書について ・ 監視監督について
第 128 回	令和元年 11 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し（制度改正大綱（骨子案）について） ・ デジタル手続法の施行に伴う個人情報保護委員会規則の改正案に関する意見募集の結果について
第 129 回	令和元年 12 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人データに関する国際的なデータ流通の枠組みに係る進捗について ・ 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく認定匿名加工医療情報作成事業者等の認定に係る

		<p>協議への対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監視監督について ・ その他
第 130 回	令和元年 12 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視監督について
第 131 回	令和元年 12 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し（制度改正大綱（案）について）
第 132 回	令和元年 12 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 52 回アジア太平洋プライバシー機関（A P P A）フォーラム出張報告について ・ 監視監督について① ・ 監視監督について② ・ 監視監督について③ ・ その他
第 133 回	令和元年 12 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視監督について
第 134 回	令和 2 年 2 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ パーソナルデータ効果的活用支援窓口（仮称）の設置について ・ 個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース等の開催について ・ 監視監督について① ・ 監視監督について②
第 135 回	令和 2 年 2 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し 制度改正大綱」に関する意見募集の結果について ・ 総務省（情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務）の全項目評価書について ・ 監視監督について
第 136 回	令和 2 年 2 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業機械健康保険組合（適用、給付及び徴収関係事務）の全項目評価書について ・ 内閣総理大臣（情報提供等記録開示システムの運営に関する事務）の全項目評価書について ・ 情報連携の対象となる独自利用事務の事例の変更について ・ 独自利用事務の情報連携に係る届出について ・ その他
第 137 回	令和 2 年 2 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し（個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案について）
第 138 回	令和 2 年 3 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し（個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案について）
第 139 回	令和 2 年 3 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法に関するタウンミーティング開催報告について ・ 生産性向上特別措置法に基づく革新的データ産業活用計画に係る税制の廃止について ・ その他
第 140 回	令和 2 年 3 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーガイドラインの改正案に関する意見募集について ・ 令和 2 年度定期的な報告について ・ 監視監督について
第 141 回	令和 2 年 3 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に資する統計データ等の提供について

2 個人情報保護法に関するタウンミーティングの開催実績

(令和2年3月31日時点)

開催月	開催場所
平成30年度	大分、滋賀、青森、島根、愛知、高知、栃木
令和元年7月	愛媛
8月	福岡、広島
9月	岡山、北海道、兵庫、山形、新潟
10月	徳島、香川、福井、大阪、岐阜、宮城、鳥取、埼玉、山口
11月	秋田、奈良、富山、石川、京都、和歌山、鹿児島、山梨、静岡、神奈川、熊本、群馬
12月	宮崎、茨城、福島
令和2年1月	三重、佐賀
2月	長野、岩手、千葉
3月	(長崎、沖縄) ※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し中止
計	44道府県

※ 東京は「個人情報保護法シンポジウム」(平成31年1月25日)を開催。

3 個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る経済界や有識者からのヒアリングの実施状況

(令和2年3月31日時点)

委員会の開催回数	委員会の開催日	ヒアリング対象の団体や有識者
第89回	平成31年2月19日	在日米国商工会議所 日本IT団体連盟
第92回	平成31年3月12日	電子情報技術産業協会
第96回	平成31年3月26日	日本商工会議所 全国商工会連合会
第97回	平成31年3月27日	日本経済団体連合会
第98回	平成31年3月29日	日本インタラクティブ広告協会
第99回	平成31年4月1日	新経済連盟
第105回	令和元年5月17日	板倉陽一郎(ひかり総合法律事務所弁護士) 加藤 隆之(亜細亜大学法学部教授) 小向 太郎(日本大学危機管理学部教授) 新保 史生(慶應義塾大学総合政策学部教授) 鈴木 正朝(新潟大学教授) 高木 浩光(産業技術総合研究所主任研究員) (敬称略)
第106回	令和元年5月21日	石井夏生利(中央大学国際情報学部教授) 佐藤 一郎(国立情報学研究所教授/所長補佐) 宍戸 常寿(東京大学大学院法学政治学研究科教授) 曾我部真裕(京都大学大学院法学研究科教授) 森 亮二(弁護士法人英知法律事務所弁護士) 山本 龍彦(慶應義塾大学大学院法務研究科教授)

		岡村 久道（弁護士法人英知法律事務所弁護士）（※資料提出のみ） （敬称略）
第119回	令和元年9月12日	ダニエル・シュワルツ氏（IT-DEUTSCHLAND GLOBAL BUSINESS SOLUTIONS株式会社CEO）
第121回	令和元年10月4日	日本労働組合総連合会

4 認定個人情報保護団体一覧

（令和2年3月31日時点）

対象事業等分野	名称	苦情処理 相談窓口 電話番号	所在地	認定年月日	個人情報保護指針の名称
警備業	一般社団法人 全国警備業協会	03- 3342- 5821	東京都新宿区 西新宿1-25-1 新宿センタービル32F	平成20年 11月21日	警備業における個人情報 の保護に関するガイドライン
指定自動車 教習所業	一般社団法人 全日本指定自動車教習 所協会連合会	03- 3556- 0070	東京都千代田区 九段南2-3-9 サン九段ビル4階	平成26年 10月9日	指定自動車教習所 業における個人情報 保護指針
証券業	日本証券業協会	03- 6665- 6784	東京都中央区 日本橋2-11-2 太陽生命日本橋ビル	平成17年 4月1日	個人情報の保護に 関する指針
保険業	一般社団法人 生命保険協会	03- 3286- 2648	東京都千代田区 丸の内3-4-1 新国際ビル3階	平成17年 4月1日	生命保険業におけ る個人情報保護の ための取扱指針
保険業	一般社団法人 日本損害保険協会	03- 3255- 1470	東京都千代田区 神田淡路町2-9	平成17年 4月1日	損害保険会社に係 る個人情報保護指 針
保険業	一般社団法人 外国損害保険協会	03- 5425- 7963	東京都港区 虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル7階	平成18年 11月30日	損害保険会社に係 る個人情報保護指 針
銀行業	全国銀行個人情報保護 協議会	03- 6202- 2564	東京都千代田区 大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル	平成17年 4月15日	個人情報保護指針
信託業	一般社団法人 信託協会	0120- 817335 03- 6206- 3988	東京都千代田区 丸の内2-2-1 岸本ビル1階	平成17年 4月15日	個人情報の保護と 利用に関する指針
投資信託 委託業及び投資 法人資産運用業	一般社団法人 投資信託協会	03- 5614- 8440	東京都中央区 日本橋兜町2-1 東京証券取引所ビル6階	平成17年 7月1日	個人情報の保護に 関する指針
投資運用 業及び投資助言・代 理業	一般社団法人 日本投資顧問業協会	03- 3663- 0505	東京都中央区 日本橋茅場町1-5-8	平成17年 7月1日	個人情報の保護に 関する取扱指針

貸金業	日本貸金業協会	0570-051-051	東京都港区 高輪 3-19-15 二葉高輪ビル 2 階・3 階	平成 22 年 3 月 31 日	個人情報保護指針
金融先物取引業	一般社団法人 金融先物取引業協会	03-5280-0881	東京都千代田区 神田小川町 1-3 NBF 小川町ビルディング	平成 26 年 8 月 1 日	個人情報の保護に関する指針
放送	一般財団法人 放送セキュリティセンター	03-5213-4714	東京都千代田区 平河町 2-9-2 エスパリエ平河町ビル	平成 17 年 4 月 12 日	放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針
電気通信事業	一般財団法人 日本データ通信協会	03-5907-3803	東京都豊島区 巣鴨 2-11-1 巣鴨室町ビル 7 階	平成 17 年 4 月 12 日	電気通信事業における個人情報保護指針
全般	一般財団法人 日本情報経済社会推進協会	03-5860-7565	東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル内	平成 17 年 6 月 27 日	JIPDEC 個人情報保護指針
モバイルコンテンツ関連事業	一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム	03-5468-5091	東京都渋谷区 恵比寿 4-4-5 第 3 伊藤ビル 603	平成 29 年 5 月 26 日	モバイルコンテンツ関連事業における個人情報保護指針
製薬業	日本製薬団体連合会	03-5843-6494	東京都中央区 日本橋本町 3-7-2 MFPR 日本橋本町ビル	平成 17 年 10 月 20 日	製薬企業における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン
医療	公益社団法人 全日本病院協会	03-5283-7441	東京都千代田区 神田猿樂町 2-8-8 住友不動産猿樂町ビル	平成 18 年 2 月 13 日	全日本病院協会 個人情報保護指針
医療・介護	特定非営利活動法人 医療ネットワーク支援センター	03-6911-0585	東京都新宿区 西新宿 6-15-1-412	平成 18 年 3 月 24 日	医療ネットワーク支援センター個人情報保護指針
医療	一般社団法人 国際情報セキュリティーマネジメント研究所	03-4405-5178	神奈川県横浜市 西区北幸 1-2-13 横浜西共同ビル 5F	平成 29 年 3 月 15 日	国際情報セキュリティーマネジメント研究所における個人情報保護指針
手技療法 (柔道整復・はり・きゅう・あんまマッサージ指圧・整体・カイロプラティック・リラクゼーション等)	特定非営利活動法人 日本手技療法協会	03-5296-5011	東京都千代田区 神田淡路町 1-1-1 KA111 ビル 7 階	平成 18 年 3 月 31 日	個人情報保護指針
経済産業分野	一般社団法人 日本個人情報管理協会	03-4415-2031	東京都港区 高輪 2-15-8 グレイスビル泉岳寺前	平成 23 年 8 月 10 日	個人情報保護指針
ギフト用品に関する事業	一般社団法人 全日本ギフト用品協会	03-3847-0691	東京都台東区 寿 3-15-10 ペンギンビル 3 階	平成 17 年 5 月 13 日	個人情報の保護に関する法律についてのギフト分野を対象とするガイドライン

クレジット事業	一般社団法人 日本クレジット協会	03- 5645- 3360	東京都中央区 日本橋小網町 14-1 住生日本橋小網町ビル6階	平成 21 年 7 月 1 日	個人情報保護指針
印刷・グラフィックサービス工業	公益社団法人 東京グラフィックサービス工業会	03- 3667- 3771	東京都中央区 日本橋小伝馬町 7-16	平成 17 年 12 月 7 日	印刷・グラフィックサービス工業における個人情報保護指針
小売業	一般社団法人 日本専門店協会	03- 5937- 5682	東京都中野区 中央 2-2-8 STN ビル 3 階	平成 17 年 12 月 7 日	個人情報保護指針
経済産業分野	特定非営利活動法人 日本個人・医療情報管理協会	03- 5615- 8180	東京都文京区 本郷 2-3-15 元町館 2 階	平成 18 年 2 月 10 日	個人情報保護指針
経済産業分野	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	03- 6434- 1125	東京都渋谷区 渋谷 1-17-14 全国婦人会館 2 階	平成 18 年 2 月 13 日	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会における個人情報保護ガイドライン
経済産業分野	日本個人情報保護協会	026- 267- 6077	長野県長野市 若里 7-7-2 オフィスリンク内	平成 18 年 8 月 4 日	個人情報保護ガイドライン
結婚情報サービス業	一般社団法人 結婚相談業サポート協会	03- 6233- 2915	東京都新宿区 新宿 5-18-20 ルックハイツ新宿 1105	平成 20 年 7 月 7 日	結婚相談業サポート協会における個人情報保護指針
結婚情報サービス業	一般社団法人 日本結婚相手紹介サービス協議会	03- 5689- 8769	東京都文京区 本郷 3-32-6 ハイヴ本郷 401	平成 20 年 12 月 15 日	日本結婚相手紹介サービス協議会における個人情報保護指針
結婚情報サービス業	株式会社 I B J (日本結婚相談所連盟)	080- 7026- 5095	東京都新宿区 西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 12 階	平成 21 年 4 月 20 日	個人情報保護指針
新聞販売業	大阪毎日新聞販売店事業協同組合	06- 6346- 8160	大阪府大阪市 北区梅田 3-4-5 毎日新聞ビル内	平成 18 年 3 月 9 日	個人情報保護指針
葬祭業	J E C I A 個人情報保護協会	03- 5379- 8101	東京都千代田区 紀尾井町 3-12 紀尾井町ビル 6 階	平成 17 年 5 月 13 日	個人情報保護指針 (ガイドライン)
葬祭業	全国こころの会葬祭事業協同組合	03- 5828- 3855	東京都台東区 松が谷 4-28-3	平成 18 年 3 月 31 日	全国こころの会における個人情報保護のための取扱い指針
経済産業分野	一般社団法人 医療データベース協会	03- 6894- 5429	東京都港区 芝大門 2-5-5	平成 29 年 2 月 27 日	医療データベース協会の会員における個人情報の適正な取扱いのための指針
経済産業分野	一般社団法人 中小企業個人情報セキュリティ推進協会	03- 4405- 5180	東京都新宿区 市谷田町 1-19-2	平成 29 年 4 月 11 日	中小企業個人情報セキュリティ推進協会における個

					個人情報保護指針
自動車登録番号標交付代行業	一般社団法人 全国自動車標板協議会	03- 3813- 5911	東京都文京区 本郷 2-15-13 お茶の水ウイングビル 4 階	平成 17 年 12 月 27 日	交付代行者等個人情報保護指針
通信販売業	公益社団法人 日本通信販売協会	03- 5651- 1122	東京都中央区 日本橋小舟町 3-2 リブラビル 2 階	平成 30 年 7 月 5 日	個人情報保護指針
全般	一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会	03- 3249- 4104	東京都中央区 日本橋堀留町 2-4-3	平成 30 年 9 月 12 日	個人情報保護指針

5 個人情報の取扱いに関する監督に係る処理状況

(期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)

対応事項	件数
個人データの漏えい等事案の報告の受付件数	4,520 件 (前年度：4,380 件) (うち委任先省庁経由：1,519 件 (前年度：1,325 件) 認定団体経由：1,935 件 (前年度：1,839 件))
報告徴収	357 件 (前年度：444 件) (うち委任先省庁実施分：63 件 (前年度：53 件)) (※1)
立入検査	40 件 (前年度：32 件) (うち委任先省庁実施分：34 件 (前年度：30 件)) (※2)
勧告	5 件 (前年度：0 件)
指導・助言	131 件 (前年度：238 件)
あつせん申出受付件数	38 件 (前年度：31 件)

(※1) 委任先省庁実施分は、業法に基づく計画検査等と合わせて実施されたものである。

(※2) 委任先省庁実施分は、業法に基づく定期検査と合わせて実施されたものである。

(1) 事業者からの個人データの漏えい等事案の状況

①漏えい等した人数

(期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日、単位：件)

報告先	件数 (割合)	漏えい等した人数				
		500人 以下	501～ 5,000人	5,001～ 50,000人	50,001人 以上	不明
委員会	1,066	901 (84.5%)	97 (9.1%)	35 (3.3%)	22 (2.1%)	11 (1.0%)
包括委任 先省庁	1,519	1,453 (95.7%)	42 (2.8%)	19 (1.3%)	1 (0.1%)	4 (0.3%)
認定団体	1,935	1,802 (93.1%)	67 (3.5%)	13 (0.7%)	4 (0.2%)	49 (2.5%)
計	4,520	4,156 (92.0%)	206 (4.6%)	67 (1.5%)	27 (0.6%)	64 (1.4%)

※ 漏えい等事案には、「漏えい」のほか、「滅失」、「き損」の事案を含む。

※ 漏えい等した人数とは、漏えい等した個人情報によって識別される特定の個人の数を用いる。

②漏えい等した情報の種類（①に計上した漏えい等事案のうち委員会に報告されたもの（以下⑤まで同じ。）に係る情報の種類）

(期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日、単位：件)

件数 (割合)	漏えい等した情報の種類						
	顧客情報		従業員情報		その他の情報		
	うち基本情報のみ	うち基本情報のみ	うち基本情報のみ	うち基本情報のみ	うち基本情報のみ	うち基本情報のみ	
1,066 (10.6%)	113 (10.6%)	861 (80.8%)	108 (10.1%)	105 (9.8%)	4 (0.5%)	151 (14.2%)	1 (0.1%)

※ 「基本情報」とは、氏名、生年月日、性別、住所を指す。

※ 一つの事案で複数の情報が漏えい等した場合は、全ての項目について記入。

③漏えい等した情報の形態

(期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日、単位：件)

件数 (割合)	漏えい等した情報の形態			
	電子媒体のみ	紙媒体のみ	電子・紙媒体	その他
1,066	425 (39.9%)	552 (51.8%)	10 (0.9%)	79 (7.4%)

④漏えい等元・漏えい等した者

(期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日、単位：件)

件数 (割合)	事業者					委託先				
	従業者		第三者		その他	従業者		第三者		その他
	意図的	不注意	意図的	不注意		意図的	不注意	意図的	不注意	
1,066	11 (1.0%)	662 (62.1%)	146 (13.7%)	2 (0.2%)	52 (4.9%)	3 (0.3%)	133 (12.5%)	21 (2.0%)	1 (0.1%)	35 (3.3%)

⑤漏えい等した後の改善措置状況

(期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日、単位：件)

件数 (割合)	事業者による安全管理措置			
	組織的	人的	物理的	技術的
1,066	601 (56.4%)	578 (54.2%)	123 (11.5%)	237 (22.2%)
件数 (割合)	事業者による対応			
	本人への謝罪・連絡	専用窓口の設置	商品券等の配付	
1,066	952 (89.3%)	122 (11.4%)	22 (2.1%)	

※ 一つの事案で複数の安全管理措置又は対応を事業者が実施した場合は、全ての項目について記入。

※ 表中の事業者による安全管理措置は、漏えい等後に事業者が講じた再発防止策を、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の「（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に基づき、その再発防止策の内容に応じて分類している。具体的な内容としては、「組織的」に社内規程の整備や監査の実施等を、「人的」に教育・研修の実施等を、「物理的」に機器及び電子媒体の盗難の防止や持ち運ぶ場合の漏えい防止等を、「技術的」にアクセス制御や外部からの不正アクセスの防止等を、それぞれ分類している。

(2) 認定個人情報保護団体の取組状況

(期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日、単位：件)

名称	個人情報保護法第52条及び第53条に基づく措置						その他の積極的な取組
	苦情受付	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置※	
一般社団法人 全国警備業協会	0	0	0	0	0	0	・機関紙に個人情報保護に関するQ&Aを掲載し、対象事業者等に対して法律及びガイドラインの内容を周知。
一般社団法人 全日本指定自動車 教習所協会連合会	0	0	0	0	0	0	・個人情報等保護についての理解に資する委員会からの情報を対象事業者に提供。
日本証券業協会	10	10	0	0	0	0	・対象事業者の個人情報等の適正な取扱いを確保するために、対象事業者に対する監査を実施。 ・委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の改正等を受けて、「『個人情報の保護に関する指針』に関する解説について」及びその他参考モデル等を改訂。
一般社団法人 生命保険協会	12	12	0	0	0	0	・海外法制動向と執行事例、個人情報の開示請求、個人情報保護法の改正等をテーマに対象事業者の個人情報担当者向け研修会を実施。
一般社団法人 日本損害保険協会	14	14	0	0	0	0	・対象事業者における個人データの安全管理措置体制を点検（個人情報の保護に関する法令等、ガイドライン及び金融分野におけるガイドラインに係る安全管理措置等に基づく個人データの管理状況の点検）。
一般社団法人 外国損害保険協会	0	0	0	0	0	0	・対象事業者のホームページに掲載されている個人情報に関する苦情・相談窓口情報の掲載状況の点検等を実施。
全国銀行個人情報保護協議会	74	19	0	37	0	0	・相談・問合せへの対応等を実施。
一般社団法人 信託協会	1	0	0	11	0	0	・「漏えい事案等受付状況等について」を対象事業者に情報提供。
一般社団法人 投資信託協会	0	0	0	0	0	0	・苦情及び事故処理の事例等について対象事業者への情報提供及び研修を実施。
一般社団法人 日本投資顧問業協会	0	0	0	0	0	0	・個人情報に係る漏えい事案を事例集として対象事業者に配布。
日本貸金業協会	0	0	0	0	0	0	・委員会の担当官を招いて、「個人情報保護法の概要」について研修を実施。
一般社団法人 金融先物取引業協会	0	0	0	6	0	0	・委員会の担当官を招いて、「個人情報保護法の概要」について研修を実施。
一般財団法人 放送セキュリティセンター	7	5	0	0	0	0	・外部講師を招いて、「個人情報保護委員会の最新の取組」、「視聴データ利活用をめぐる課題」及び「個人情報保護の民間企業

							での実践」等について研修を実施。
一般財団法人 日本データ通信協会	127	0	0	0	0	0	・「個人情報保護セミナー」及び「匿名加工情報連続セミナー」の開催
一般財団法人 日本情報経済社会推進協会	218	1	43	1	0	43	・匿名加工情報に関する対象事業者の相談対応（音声、医療、広告等）。 ・C B P R 認証業務の推進（認証審査及び関連事業等）。
一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム	0	0	0	0	0	0	・対象事業者向け研修会開催に係る案内及び資料を配布。
日本製菓団体連合会	0	0	0	0	0	0	・対象事業者加入増に係る施策を実施。 ・匿名加工情報に係るヒアリングを実施。
公益社団法人 全日本病院協会	0	0	0	13	0	0	・「改正個人情報保護法の正しい理解と適切な対応」をテーマとするランチョンセミナーを開催。
特定非営利活動法人 医療ネットワーク支援センター	0	0	0	0	0	0	・個人情報保護に資する研修等を実施。
一般社団法人 国際情報セキュリティマネージメント研究所	0	0	0	0	0	0	・法律に関する基礎知識がない者でも分かりやすくした e ラーニング及び集合研修を実施。
特定非営利活動法人 日本手技療法協会	0	0	0	0	0	0	・機関誌等による個人情報保護指針の周知徹底等。
一般社団法人 日本個人情報管理協会	0	0	0	0	0	0	・個人情報保護に資するメールマガジンを配信。
一般社団法人 全日本ギフト用品協会	0	0	0	0	0	0	・総会において個人情報保護の重要性及び継続的な取組を周知。
一般社団法人 日本クレジット協会	7	0	0	0	0	0	・個人情報保護法令及び個人情報保護指針に基づく個人情報等の取扱いに関する取組状況の調査及び周知。
公益社団法人 東京グラフィックサービス工業会	1	0	0	0	0	1	・顧問弁護士、大学助教授、消費者団体及びプライバシーマーク主任審査員等への委嘱による相談、指導活動強化を実施。
一般社団法人 日本専門店協会	0	0	0	1	0	0	・総会において、個人情報保護に係る状況説明及び注意喚起を実施。
特定非営利活動法人 日本個人・医療情報管理協会	7	7	1	7	0	1	・個人情報保護に資する情報提供等。
公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	0	0	0	0	0	0	・苦情処理組織において外部弁護士への助言を求めることが出来るようにして体制を強化。
日本個人情報保護協会	0	0	0	0	0	0	
一般社団法人 結婚相談業サポート	0	0	0	0	0	0	・顧問弁護士による研修会を実施。

協会							
一般社団法人 日本結婚相手紹介サ ービス協議会	0	0	0	0	0	0	・個人情報保護法に係る講習会を開催。
株式会社 I B J (日 本結婚相談所連盟)	6	3	0	2	0	0	・対象事業者がアクセスする専用ウェブペ ージにワンタイムパスワードを導入。
大阪毎日新聞販売店 事業協同組合	0	0	0	0	0	0	・外部弁護士との契約による相談及び指導 活動の強化等。
J E C I A個人情報 保護協会	0	0	0	0	0	0	・研究会、会員更新時及び新規会員に対して 委員会作成の「はじめての個人情報保護 法～シンプルレッスン～」を配布。
全国こころの会葬祭 事業協同組合	0	0	0	0	0	0	・対象事業者の代表者、管理者及び営業担当 者に対して委員会作成の「はじめての個 人情報保護法～シンプルレッスン～」及 び個人情報保護指針を用いた研修を実 施。
一般社団法人 医療データベース協 会	0	0	0	0	0	0	・顧問弁護士による研修会と勉強会を実施。
一般社団法人 中小企業個人情報セ キュリティ推進協 会	0	0	0	1	0	0	・法律に関する基礎知識がない者でも分か りやすくした e ラーニング及び集合研修 を実施。
一般社団法人 全国自動車標板協議 会	0	0	0	0	0	0	・個人情報保護法及び個人情報保護指針の 遵守等に係る研修を実施。
公益社団法人 日本通信販売協会	1	0	0	0	0	0	・「個人情報保護の実務対応」及び「ネット ショッピングサイトの被害の実情と効果 的なセキュリティ対策」等に係る研修を 実施。
一般社団法人 日本情報システム・ ユーザー協会	4	0	0	0	0	4	・外部講師を招いてデータ活用ビジネスに 関する研修を実施。 ・消費生活アドバイザーの苦情相談員と契 約を更新し、苦情相談への回答に際し指 導及び解決に資する活動に注力。
計	489	71	44	79	0	49	

※ 「その他の措置」とは、認定個人情報保護団体が、個人情報保護法第53条に基づき自ら作成・公表した個人情報保護指針を対象事業者に遵守させるために行った措置で、「指導」及び「勧告」以外のものを指す。

6 匿名加工情報の作成等に係る公表状況

(令和2年3月31日時点)

業種		割合
卸売業・小売業	その他の小売業（調剤薬局）	91件（17.9%）
	その他	25件（4.9%）
医療・福祉	健康保険組合	67件（13.2%）
	その他医療・保険福祉	75件（14.7%）
サービス業		104件（20.4%）
情報通信業 (情報通信サービス業、インターネットサービス業を含む)		75件（14.7%）
その他		72件（14.1%）
合計		509件

※ 上記の表中は個人情報保護委員会にて調査した件数を計上している。

7 行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所の受付件数

(期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日、単位：件)

分類	合計	問合せ内容上位5項目 (1件の問合せで複数の項目に該当する場合を含む。)				
		定義	提案募集	提案の審査等	契約関係	作成加工基準等
質問・相談	147 【109】	43 【40】	34 【30】	19 【13】	14 【5】	10 【9】

注：各欄における下段の【 】内は前年度の実績。

8 生産性向上特別措置法に基づく革新的データ産業活用計画の協議実績及び新技術等実証計画の認定実績

(期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日)

生産性向上特別措置法に基づく革新的データ産業活用計画の協議実績				
	事業者名	事業分野	協議理由	認定日 変更認定日
1	アクサ損害保険株式会社	保険業	保有個人データ（顧客データ）を用いるため。	平成31年 4月19日
2	日本瓦斯株式会社	ガス業	保有個人データ（需要家データ）を用いるため。	令和元年 5月30日
3	第一生命保険株式会社	保険業	保有個人データ（顧客データ）を用いるため。	令和元年 6月7日
4	株式会社NTTドコモ	通信業	保有個人データ（顧客デ	令和元年

			ータ) を用いるため。	6月21日
5	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	損害保険業	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和元年 6月21日
6	株式会社三菱UF J銀行	銀行業	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和元年 6月24日
7	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	損害保険業	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和元年 6月26日
8	アクサ生命保険株式会社	保険業	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和元年 7月3日
9	三井住友海上火災保険株式会社	保険業	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和元年 8月13日
10	株式会社木曾路	飲食店	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和元年 8月29日
11	株式会社フィットハウス	織物・衣服・身の回り品小売業	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和元年 8月29日
12	三井住友海上火災保険株式会社	損害保険業	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和元年 9月11日
13	アサヒロジスティクス株式会社	道路貨物運送業	保有個人データ(運転者データ) を用いるため。	令和元年 9月27日
14	西日本電信電話株式会社	通信業	保有個人データ(従業員データ、顧客データ) を用いるため。	令和元年 10月25日
15	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	損害保険業	保有個人データ(契約者データ) を用いるため。	令和元年 10月30日
16	株式会社セガエンタテインメント	娯楽業	保有個人データ(会員データ) を用いるため。	令和元年 11月5日
17	アコム株式会社	貸金業、クレジットカード等非預金信用機関	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和元年 11月22日
18	株式会社三菱UF J銀行	銀行業	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和元年 12月18日
19	日本瓦斯株式会社	ガス業	保有個人データ(需要家データ) を用いるため。	令和2年 1月30日
20	株式会社千代田テクノル	機械器具卸売業	保有個人データ(ガラスバッジ使用者データ) を用いるため。	令和2年 2月27日
21	株式会社メニコン	業務用機械器具製	保有個人データ(顧客デ	令和2年

		造業	ータ) を用いるため。	3月13日
22	株式会社三菱UF J銀行	銀行業	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和2年 3月13日
23	アクサダイレクト生命保険株式会社	保険業	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和2年 3月26日
24	越智産業株式会社	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和2年 3月27日
25	KDDI株式会社	通信業	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和2年 3月27日
26	株式会社IDOM	その他の小売業	保有個人データ(顧客データ、従業員データ) を用いるため。	令和2年 3月27日
27	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社、西日本電信電話株式会社	通信業	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和2年 3月27日
28	株式会社JERA、株式会社常陸那珂ジェネレーション、JERAパワー武豊合会社	電気業	保有個人データ(従業員データ) を用いるため。	令和2年 3月27日
29	株式会社白洋舎	洗濯・理容・美容・浴場業	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和2年 3月30日
30	日本航空株式会社	航空運輸業	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和2年 3月30日
31	株式会社ジャルカード	貸金業	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和2年 3月30日
32	株式会社りそな銀行	銀行業	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和2年 3月31日
33	江崎グリコ株式会社	食料品製造業	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和2年 3月31日
34	日本電産シンポ株式会社	はん用機械器具製造業	保有個人データ(顧客データ、従業員データ) を用いるため。	令和2年 3月31日
35	大阪市高速電気軌道株式会社	鉄道業	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和2年 3月31日
36	KDDI株式会社	通信業	保有個人データ(契約者データ) を用いるため。	令和2年 3月31日
37	KDDI株式会社	通信業	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和2年 3月31日
38	ファーマライズホールデ	その他の小売業	保有個人データ(患者デ	令和2年

	イングス株式会社		ータ) を用いるため。	3月31日
39	株式会社三井住友銀行	銀行業	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和2年 3月31日
40	株式会社富士フイルムヘルスケアラボラトリー	無店舗小売業	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和2年 3月31日
41	バリュエンスジャパン株式会社	その他の卸売業	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和2年 3月31日
42	三菱ふそうトラック・バス株式会社	輸送用機械器具製造業	保有個人データ(顧客データ) を用いるため。	令和2年 3月31日
生産性向上特別措置法に基づく新技術等実証計画の認定実績				
	事業者名	実証計画の内容		認定日
1	株式会社 Kitahara Medical Strategies International 医療法人社団 KNI	生体認証(指認証及び顔認証)等を活用したデジタルリビングウィルの実証		令和元年 6月28日

9 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督に係る処理状況

(期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日)

対応事項	件数等
特定個人情報の漏えい 事案等の報告の受付件 数	138 機関・217 件 (前年度：134 機関・279 件) (うち「重大な事態」(※1)に該当：20 件 (前年度：3 件)) (内訳) 行政機関等 : 6 機関、39 件 (前年度：9 機関・40 件) (うち「重大な事態」に該当：1 件 (前年度：1 件)) 地方公共団体：95 機関、131 件 (前年度：80 機関・108 件) (うち「重大な事態」に該当：17 件 (前年度：0 件)) 事業者 : 37 機関、47 件 (前年度：45 機関・131 件) (うち「重大な事態」に該当：2 件 (前年度：2 件))
うち「重大な事 態」の内容	①～⑮ 個人番号利用事務を受託していた事業者において、委託 元である行政機関及び地方公共団体に許諾なく再委託が行われ た事案 (①行政機関1件、②～⑮地方公共団体14件) (①約485,450名、②約29,160名、③約350,000名、④約 480,890名、⑤約95,000名、⑥約30,420名、⑦約58,920名、 ⑧約78,040名、⑨約218,630名、⑩約76,350名、⑪約72,000 名、⑫約37,860名、⑬約66,120名、⑭約62,560名、⑮約 60,740名) ⑯ 地方公共団体において、約33,490名分の特定個人情報を保 存しているUSBを紛失した事案 ⑰ 事業者において、誤って約190名分のマイナンバーのデー タを削除した事案 ⑱ 地方公共団体において、約780名分の特定個人情報が記載さ れた書類に、マイナンバー部分にマスキング処理を行わない まま事業者に提供した事案 ⑲ 事業者において、伝票の貼付ミスにより、約190名分のマイ ナンバーが記載された書類を誤送付した事案 ⑳ 地方公共団体において、約380名分の特定個人情報を他の地 方公共団体に送付する際に、誤って他人のマイナンバーを記 載した事案
指導・助言等	50 件 (前年度：87 件)
報告徴収	75 件 (前年度：95 件)
立入検査	48 件 (前年度：85 件) (※2) (内訳) 行政機関等 10 件、地方公共団体 38 件 (前年度：行政機関等 6 件、地方公共団体 65 件、事業者 14 件)

(※1) 「重大な事態」とは、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」第2条各号に掲げる事態である。

(※2) 立入検査の実施件数は、立入検査開始日を基準として計上している。

10 特定個人情報の安全管理措置等についての説明会の実施状況

(期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日)

説明会の名称	回数	参加者数
社会保障・税番号制度担当者説明会	48回	約6,090人
特定個人情報の取扱いに関する留意点の説明会	4回	約220人
全国市長会春期ブロック会議	9回	約670人
地方公共団体情報システム機構セミナー	10回	約830人
特定個人情報安全管理措置セミナー	19回	約330人
計	90回	約8,140人

11 特定個人情報保護評価書の承認日

(期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日)

評価実施機関	評価書名	委員会承認日
厚生労働大臣	職業安定行政業務に関する事務 全項目評価書	平成31年 4月18日
社会保険診療報酬支払基金	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務 全項目評価書	令和元年 5月21日
東京電子機械工業健康保険組合	東京電子機械工業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書	令和元年 6月28日
地方公共団体情報システム機構	住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務 全項目評価書	令和元年 8月30日
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法により学資の貸与及び支給に関する事務 全項目評価書	令和元年 10月11日
国税庁長官	国税関係（賦課・徴収）事務 全項目評価書	令和元年 11月25日
総務大臣	情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務 全項目評価書	令和2年 2月12日
産業機械健康保険組合	産業機械健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書	令和2年 2月26日
内閣総理大臣	情報提供等記録開示システムの運営に関する事務 全項目評価書	令和2年 2月26日

12 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況

(令和2年3月31日現在)

評価実施機関	評価書を公表した機関数	評価対象事務数	評価書種別		
			基礎項目	重点項目	全項目
行政機関の長	8	16	8	0	8
地方公共団体の長その他の機関	2,186	31,844	29,801	1,468	575
独立行政法人等	42	48	40	1	7
地方独立行政法人	2	2	2	0	0
地方公共団体情報システム機構	1	1	0	0	1
情報連携を行う事業者	635	744	618	46	80
計	2,874	32,655	30,469	1,515	671

※ 全項目評価又は重点項目評価を実施する事務の場合は、全項目評価書又は重点項目評価書と併せて基礎項目評価書を公表することとなるが、この場合の基礎項目評価書の数は計上していない。

13 信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組み構築に関する対話実績

(期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日)

対話の相手等	開催日	開催国等
自由で安心なパーソナルデータの国際流通の創造に関する第1回日米欧三極実務当局者会合	令和元年5月7日	フランス
第45回OECDデジタル経済政策委員会(CDEP) デジタル経済セキュリティ・プライバシー作業部会(SPDE) 会合	令和元年5月6日・7日	フランス
自由で安心なパーソナルデータの国際流通の創造に関する第2回日米欧三極実務当局者会合	令和元年6月3日	日本
自由で安心なパーソナルデータの国際流通の創造に関する第3回日米欧三極実務当局者会合	令和元年6月7日	日本
自由で安心なパーソナルデータの国際流通の創造に関する第4回日米欧三極実務当局者会合	令和元年9月11日	米国
レビューに係る専門家会合のメンバー有志との、第1回電話会議	令和元年8月7日	電話会議
レビューに係る専門家会合のメンバー有志との、第2回電話会議	令和元年10月11日	電話会議
OECDデジタル経済政策委員会(CDEP) デジタル経済データガバナンス・プライバシー作業部会(WPDGP) 第1回会合	令和元年11月18日・19日	フランス

14 主な国際会議への出席（委員会主催を含む）

（期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日）

国際会議名	開催日	開催国等
国際プライバシー専門家協会（IAPP）グローバル・プライバシー・サミット	令和元年5月1日～3日	米国
第45回OECDデジタル経済政策委員会（CDPEP）デジタル経済セキュリティ・プライバシー作業部会（SPDE）会合	令和元年5月6日・7日	フランス
第3回グローバルプライバシー執行ネットワーク（GPEN）執行実務者ワークショップ	令和元年5月16日・17日	マカオ
アジアビジネス法研究所（ABLI）Data Privacy Workshop	令和元年5月21日・22日	シンガポール
第51回アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム（委員会主催）	令和元年5月29日・30日	日本
個人データ国際セミナー（G20 サイドイベント）（委員会主催）	令和元年6月3日	日本
第38回欧州評議会条約第108号諮問委員会総会	令和元年6月13日・14日	フランス
APEC CBPRへの参加推進のためのAAワークショップ	令和元年6月17日・18日	米国
第11回セドナ・カンファレンス	令和元年6月18日・19日	香港
国際プライバシー専門家協会（IAPP）アジア・プライバシー・フォーラム2019	令和元年7月15日・16日	シンガポール
シンガポール個人情報保護委員会 Personal Data Protection Seminar 2019	令和元年7月17日・18日	シンガポール
APEC 2019 SOM3 関連会合	令和元年8月18日～23日	チリ
APEC CBPRへの参加促進のためのAAワークショップ	令和元年8月18日	チリ
第8回Asia Privacy Bridge Forum	令和元年9月5日・6日	韓国
第41回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議（ICDPPC）	令和元年10月21日～24日	アルバニア
APECワークショップ「APECにおけるデジタル・ディバイド解消に向けた地域市場におけるMSMEの参加促進」	令和元年10月22日・23日	ベトナム
C IPL・TRILEGAL共催ワークショップ「データ・ドリブン・エコノミーの文脈でのインドの個人データ保護法案実施におけるベストプラクティスに関するグローバル対話」	令和元年11月14日	インド
USIBC主催国際プライバシーフォーラム「効果的なデータ保護機関の創設」	令和元年11月15日	インド

OECDデジタル経済政策委員会 (CDEP) デジタル経済データガバナンス・プライバシー作業部会 (WPDGP) 第1回会合	令和元年11月18日・19日	フランス
第52回アジア太平洋プライバシー機関 (APPA) フォーラム	令和元年12月2日・3日	フィリピン
第13回コンピューター、プライバシー及びデータ保護国際会議 (CPDP)	令和2年1月22日～24日	ベルギー
日欧カンファレンス	令和2年2月7日	フランス

15 外国機関等との対話実績

(期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日。事務局長級以上が対応したものを記載。)

国名・機関名 (先方が幹部の場合は役職も記載)	開催日
英国・情報コミッショナーオフィス (ICO) 委員長	令和元年5月30日
フランス・情報処理と自由に関する国家委員会 (CNIL) 委員長	令和元年5月30日
米国商務省次官補代理	令和元年5月31日
ニュージーランド・プライバシーコミッショナーオフィス委員長	令和元年5月31日
ビジネス・ソフトウェア・アライアンス (BSA) プレジデント兼CEO	令和元年10月7日
英国・情報コミッショナーオフィス (ICO) エグゼクティブ・ディレクター	令和元年10月23日
トルコ・データ保護機関総裁	令和元年10月24日
米国商務省次官補代理代行	令和元年11月11日
駐日米国大使館商務担当公使	令和元年12月13日
米国財務省次官補代理代行	令和2年1月16日
シンガポール個人情報保護委員会委員長	令和2年1月22日
欧州委員会委員	令和2年1月30日
欧州委員会副委員長	令和2年1月30日
欧州データ保護監督機関 (EDPS) 監督官	令和2年1月30日
オーストリア・データ保護機関長官	令和2年2月14日
ドイツ連邦データ保護・情報自由監察官 (BfDI)	令和2年2月17日
ドイツ・ヘッセン州データ保護機関データ保護・情報自由監察官	令和2年2月18日
スペイン・データ保護庁 (AEPD) 長官	令和2年2月27日
イタリア・データ保護機関事務局長	令和2年2月28日
フランス・情報処理と自由に関する国家委員会 (CNIL) 委員	令和2年3月2日

16 個人情報保護法に関する説明会の実施状況

(期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日)

説明会の分類	回数	参加者数
業界団体関係の説明会	25回	約2,700人
中小企業関係の説明会	3回	約400人
消費生活センター相談員関係の説明会	0回	0人
その他の説明会	75回	約10,700人
計	103回	約13,800人
うちAPEC CBPRシステムについて説明を行ったもの	55回	約5,800人

17 個人情報保護法相談ダイヤルの受付件数

(期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日、単位：件)

分類	計	相談主体別			問合せ内容上位5項目 (1件の問合せで複数の項目に該当する場合を含む。)				
		事業者	個人	その他 (※2)	第三者提供	利用目的	定義	安全管理措置	苦情の 処理
苦情 (※1)	5,000 【2,575】	72 【19】	4,843 【2,527】	85 【29】	2,484 【1,073】	1,161 【665】	235 【236】	722 【417】	790 【349】
質問	9,833 【13,016】	7,230 【8,901】	1,410 【2,713】	1,193 【1,402】	4,289 【5,053】	2,264 【2,546】	1,851 【2,217】	1,137 【1,535】	217 【692】
その他	1,685 【1,078】	240 【198】	1,264 【738】	181 【142】	41 【49】	17 【13】	65 【65】	11 【14】	4 【11】
計	16,518 【16,669】	7,542 【9,118】	7,517 【5,978】	1,459 【1,573】	6,814 【6,175】	3,442 【3,224】	2,151 【2,518】	1,870 【1,966】	1,011 【1,052】

(※1) 事業者等における不適正な取扱い等に関する情報提供を含む。

(※2) 国の行政機関、地方公共団体、弁護士その他からの相談。

注：各欄における下段の【 】内は前年度の実績。

18 マイナンバー苦情あつせん相談窓口における内容別受付件数

(期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日、単位：件)

分類	計	通知カード・マイナンバーカードの取扱い	提供の求め・本人確認	利用目的	漏えい・紛失等	管理体制	個人情報保護法	苦情等窓口対応	不審な事案に関する情報提供	意見等
苦情 (※1)	35 【25】	0 【1】	1 【2】	0 【1】	24 【12】	8 【5】	0 【0】	2 【4】	0 【0】	0 【0】
相談	857 【878】	32 【25】	220 【190】	24 【24】	98 【130】	353 【363】	10 【9】	31 【42】	3 【7】	86 【88】
その他 (※2)	19 【18】	7 【3】	1 【2】	0 【0】	0 【0】	1 【1】	0 【0】	7 【2】	0 【0】	3 【10】
計	911 【921】	39 【29】	222 【194】	24 【25】	122 【142】	362 【369】	10 【9】	40 【48】	3 【7】	89 【98】

(※1) 事業者等における不適切な取扱い等に関する情報提供を含む。

(※2) マイナンバー法又はマイナンバー制度に関する意見で他機関を紹介しているものを含む。

注：各欄における下段の【 】内は前年度の実績。

19 職員研修

(1) 委員会において主催した主なもの

実施日	研修名
平成31年4月1日～12日	新規採用職員研修
平成31年4月2日	転入職員研修
平成31年4月10日	検査担当職員研修
令和元年5月13日・14日	転入職員研修
令和元年5月24日	国会対応業務基本研修
令和元年6月10日 ～令和2年3月31日	基礎英会話研修Ⅰ
令和元年6月10日 ～令和2年3月31日	基礎英会話研修Ⅱ
令和元年7月24日～26日	転入職員研修
令和元年8月5日～令和2年3月31日	IT研修
令和元年10月4日	転入職員研修
令和元年10月18日～23日	幹部向け情報セキュリティ研修
令和元年11月15日	第1回新規採用職員向けマイナンバー習熟テスト
令和元年11月25日～12月10日	全職員向け情報セキュリティ研修
令和元年12月5日	デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン研修

令和元年12月12日	委員向け情報セキュリティ説明会
令和元年12月19日	第2回新規採用職員向けマイナンバー習熟テスト
令和2年1月17日	公文書管理研修
令和2年3月25日	情報公開・行政機関個人情報保護研修
令和2年3月	メンタルヘルス研修 (※) 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し中止

(2) 外部研修として受講した主なもの

実施日	研修名
平成31年4月25日	2019年度 第1回CYMAT研修会(内閣サイバーセキュリティセンター)
令和元年5月7日～13日	予算担当職員初任者研修(財務省)
令和元年5月16日・17日	実務経験採用者研修(人事院)
令和元年5月28日	令和元年度 第2回CYMAT研修会(内閣サイバーセキュリティセンター)
令和元年6月13日・14日	令和元年度 第1回NISC勉強会(内閣サイバーセキュリティセンター)
令和元年6月25日	「ハラスメント防止研修」指導者養成コース(人事院)
令和元年6月26日	第2回公文書管理研修Ⅰ(国立公文書館)
令和元年6月27日	令和元年度CSIRT会合(第1回)(内閣サイバーセキュリティセンター)
令和元年7月3日	第3回公文書管理研修Ⅰ(国立公文書館)
令和元年7月8日	令和元年度CSIRT研修(基礎知識編)(内閣サイバーセキュリティセンター)
令和元年7月18日・19日	第1回公文書管理研修Ⅱ(国立公文書館)
令和元年7月26日	令和元年度CSIRT研修(第1回)(内閣サイバーセキュリティセンター)
令和元年7月26日	令和元年度 第3回CYMAT研修会(内閣サイバーセキュリティセンター)
令和元年8月5日	第2回評価・育成能力向上研修(人事院)
令和元年8月7日～9月27日	人事評価(評価者向け)eラーニング(第1期)(内閣人事局)
令和元年8月23日	令和元年度CSIRT研修(第2回)(内閣サイバーセキュリティセンター)
令和元年8月23日	令和元年度 第4回CYMAT研修会(内閣サイバーセキュリティセンター)
令和元年8月～12月	令和元年度 CISSP 入門講座(内閣サイバーセキュリティセンター)

令和元年9月5日	第1回新任管理者セミナー（内閣人事局）
令和元年9月11日～10月15日	働き方改革と女性活躍、ワークライフバランス推進に係る管理職員向けeラーニング（内閣人事局）
令和元年9月25日	令和元年度 第3回NISC勉強会（内閣サイバーセキュリティセンター）
令和元年10月1日	令和元年度CSIRT会合（第2回）（内閣サイバーセキュリティセンター）
令和元年10月8日	第3回新任管理者セミナー（内閣人事局）
令和元年10月11日	令和元年度 第5回CYMAT研修会（内閣サイバーセキュリティセンター）
令和元年10月11日	令和元年度CSIRT研修（第3回）（内閣サイバーセキュリティセンター）
令和元年10月29日	令和元年度 第6回CYMAT研修会（内閣サイバーセキュリティセンター）
令和元年10月29日	令和元年度CSIRT研修（第4回）（内閣サイバーセキュリティセンター）
令和元年10月31日	第5回新任管理者セミナー（内閣人事局）
令和元年10月31日～令和2年3月13日	e-ラーニングによる新任管理者等のためのメンタルヘルス講習及びハラスメント防止講習（内閣人事局）
令和元年10月31日～令和2年2月14日	e-ラーニングによる新任幹部職員及び新任課長級職員のためのセクシュアル・ハラスメント防止講習（内閣人事局）
令和元年11月1日	第3回キャリア開発セミナー30（人事院）
令和元年11月21日	第5回公文書管理研修Ⅰ（国立公文書館）
令和元年11月22日	実務経験採用者研修フォローアップ研修（人事院）
令和元年12月1日～31日、令和2年1月1日～31日	第3回総務省統計研究研修所オンライン研修（総務省）
令和元年12月3日～4日	第2回公文書管理研修Ⅱ（国立公文書館）
令和元年12月20日	令和元年度CSIRT研修（第6回）（内閣サイバーセキュリティセンター）
令和元年12月20日	令和元年度 第9回CYMAT研修会（内閣サイバーセキュリティセンター）
令和元年12月23日	研修担当官能力向上研修（人事院）
令和2年1月10日	令和元年度CSIRT会合（第3回）（内閣サイバーセキュリティセンター）
令和2年1月15日～2月28日	人事評価（評価者向け）eラーニング（第2期）（内閣人事局）
令和2年1月16日・17日	統計研修統計入門課程統計実務者向け入門（総務省）
令和2年1月21日、24日、	実践的サイバー防御演習 CYDER（総務省、国立研究開発法人情

2月3日	報通信研究機構)
令和2年1月29日・30日	統計研修特別コースビッグデータ利活用 (総務省)
令和2年2月3日～7日	第4回会計監査事務職員研修 (財務省) (※) 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し中止
令和2年2月13日・14日	統計研修統計入門課程統計利用者向け入門 (総務省)
令和2年2月17日～21日	第36回行政研修 (課長補佐級特別課程) (人事院)
令和2年2月21日	令和元年度 CSIRT 研修 (第7回) (内閣サイバーセキュリティセンター)
平成31年度第1四半期	情報システム統一研修 (平成31年度第1/四半期) (総務省)
令和元年度第2四半期	情報システム統一研修 (令和元年度第2/四半期) (総務省)
令和元年度第3四半期	情報システム統一研修 (令和元年度第3/四半期) (総務省)
令和元年度第4四半期	情報システム統一研修 (令和元年度第4/四半期) (総務省)
令和元年度 通年	令和元年度 一元的な文書管理システム eラーニング (総務省)

(3) 大学等へ派遣し研修を実施した主なもの

実施日	研修名
平成31年4月10日～ 令和2年1月23日	科目等履修 (法制度) (EU個人データ保護法制)
令和2年3月9日～13日	科目等履修 (法制度) (DPO (Data Protection Officer) コース)

20 意見募集手続

(期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日)

意見募集案件名	意見募集対象の命令等の題名	案の 公示日	結果の 公示日	提出 意見 数
「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集について	— (任意の意見募集)	平成31年 4月25日	令和元年 7月9日	525件
「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う個人情報保護委員会規則の改正」に関	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する	令和元年 7月1日	令和元年 9月10日	26件

する意見募集について	法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則の一部を改正する規則			
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの一部を改正する件（告示案）に関する意見募集について	・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部を改正する件 ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の一部を改正する件	令和元年 10月11日	令和元年 12月10日	26件
個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する規則案に関する意見募集について	個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する規則	令和元年 10月25日	令和元年 12月13日	7件
「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」に関する意見募集について	— (任意の意見募集)	令和元年 12月13日	令和2年 2月12日	889件
「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの一部を改正する件（告示案）」に関する意見募集について	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の一部改正案及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部改正案	令和2年 3月25日	—	—